



ヒロセ電機グループ

# グリーン調達ガイドライン

第16版

制 定 2024年1月22日

ヒロセ電機株式会社

## 目 次

1. 目的
2. 適用範囲
3. 運用
4. 用語の定義
5. 仕入先様への要求事項
6. 購入品の化学物質情報の提出のお願い
7. 問い合わせ先
8. 改定履歴

### <添付資料>

付表 1 : 禁止物質一覧

付表 2 : 製造工程禁止物質一覧

付表 3 : 用途限定（玩具・子供向け製品, 電池, 包装）禁止物質一覧

付表 4 : RoHS指令適用除外一覧

別紙 1 : 調剤全成分表の様式

別紙 2 : 構成表の様式

別紙 3 : 禁止物質に関する保証書の様式

別紙 4 : ハロゲンフリー保証書の様式

別紙 5 : 取引先環境保全評価リストの様式

## 1. 目的

ヒロセ電機は、下記環境基本方針に基づき環境保全の活動、及び生物多様性保全活動を進めており、その一環として環境負荷が小さい部品・材料・原料の調達（以下、グリーン調達という）を推進します。

更に、関連する国内・海外法規制に対応するため、原料から製品までの化学物質の管理が必要となります。そのためには、仕入先様から、原料メーカー様までのご協力が必要であると共に、後述の要求事項を満足していることが、必要不可欠となります。

本ガイドラインでは、グリーン調達の推進に当たり、仕入先様への要求事項を明確にし、満足している仕入先様から優先して調達することをねらいとしており、そのための仕入先様への要求事項及び、ヒロセ電機の禁止物質及び管理物質をまとめました。

なお、要求事項を満足して頂けない場合は、今後お取引を控えさせて頂く場合があります。

また、仕入先様への要求事項及び、ヒロセ電機の禁止物質及び管理物質については、今後の法規制や社会動向に応じ、変更する場合があります。

## 環境基本方針

英知をつなげる小さな会社、ヒロセ電機株式会社及びグループ企業は、世界に発展していくことの基本的な経営課題の一つとして、地球環境の保護が重要であると認識し、環境保護及び生物多様性の保全に配慮した企業活動を推進していきます。

当社の主製品コネクタは、着脱機能により、お客様の生産性向上、運び易さの向上等省エネルギーに貢献し、また電気自動車やLED照明等、環境配慮製品に使用して頂いており、コネクタを販売することにより低炭素社会・環境保護及び生物多様性の保全に貢献して参ります。

環境保護を推進していくうえで、環境マネジメントシステムに適合し有効な環境マネジメントを行うことは重要なことであると認識し、ヒロセ電機株式会社及びグループ企業は、国際規格 ISO14001 に適合し、下記環境保護活動を推進していきます。

1. 当社のおかれている状況・利害関係者のニーズ・当社の活動および製品が環境に与える影響を把握し、環境保護に対して取り組むべきところ、順守義務、環境保護活動を推進していくうえでのリスクと機会を特定し、計画・実施することにより、環境保護と汚染の予防を推進していきます。
2. 環境に関連する法規制・条例及び当社が同意する社外諸規則を順守いたします。
3. 当社の事業活動においては重点項目として以下の活動を推進していきます。
  - ・環境に配慮した製品の設計・生産・販売
  - ・資源の有効利用、業務の効率化、無駄の削減による省エネルギー化の推進
  - ・金属屑、廃プラスチック等の産業廃棄物の削減と、分別によるリサイクル、リユースの推進
4. 環境保護・生物多様性保全に関する社内教育を行うと共に、協力会社取引先等への啓蒙・支援・協力要請を行っていきます。
5. 環境保護活動に対しより良い結果を得られるようにするため、環境マネジメントシステムの継続的な改善を行っていきます。

2023年5月18日

ヒロセ電機株式会社 社長

## 2. 適用範囲

- 1) 仕入先様（物品の購入先，外注先）に適用する。
  - 2) 以下のヒロセ電機グループが購入する物品に適用する
- ①ヒロセ電機製品を構成する物品，ヒロセ電機製品と共にヒロセ電機顧客に納入されるもの（される可能性があるもの含む）全て，及び上記物品に使用する副資材。

（例）

- ・ 材料
- ・ 接着剤，潤滑剤，はんだ
- ・ フラックス
- ・ 塗料，インク
- ・ 洗浄剤，離型材，処理液
- ・ 部品，ユニット
- ・ OEM製品
- ・ 治工具（顧客に販売用）
- ・ 取扱い説明書などの製品の付属品
- ・ 包装材料，梱包材料等（同部材に印字されているインク，糊，ホチキス等も含む）
- ・ 表示ラベル（製品そのものに貼るラベル，顧客に納入される梱包材に貼るラベルどちらも対象）

- ②ヒロセ電機顧客に納入されない梱包材料

ヒロセ電機納入物品の輸送，保護に用いる梱包材（同部材に印字されているインク，糊，ホチキス等も含む）。

- ③ヒロセ電機の製品組立現場，個品製作現場にある物品で製品，個品に触れている又は，触れる可能性がある物品。

（例）

- ・ 製造現場に持ち込む筆記用具，手袋，指サック等

- ④製造設備

ヒロセ電機の製品，個品を製造するための設備で，製品，個品に触れる又は，触れる可能性があるパーツ。

## 3. 運用

- 1) 主要な法規制に基づき化学物質を規定しているが，全てを網羅しているわけではないので個別製品等での運用は，条約・法・条例・業界指針その他必要要件を完全に遵守し，かつ本ガイドラインを遵守すること。
- 2) 提出して頂く化学物質情報は，本ガイドラインの遵守を原則とするが，弊社依頼部門の要求にて，異なる運用をする場合は，この限りではない。
- 3) 別紙1～別紙5は，バージョンアップにより，実際に弊社から依頼するものと，本ガイドラインで示している様式と異なる場合があり，そのような場合は，実際に弊社から依頼するものを優先する。

## 4. 用語の定義

### 1) JAMP

JAMP (Joint Article Management Promotion-consortium) アーティクルマネジメント推進協議会とは、アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させる協議会。

現在、下記の仕組みが提供されている。

- ・製品含有化学物質管理ガイドライン
- ・chemSHERPA
- ・管理対象物質リスト【JAMP chemSHERPA 管理対象物質】

上記仕組みの入手先：<https://chemsherpa.net/>

☆上記仕組みを入手の際は、解説・書き方等も提供されておりますので、同時に入手願います。（一般メニューから入手願います。）

### 2) 製品含有化学物質管理ガイドライン

JAMPの提供する仕組みの1つ、製品含有化学物質管理ガイドラインのことをいう。

含有化学物質情報の授受が適切かつ確実なものとなるように、組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめたもの。

### 3) 製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート

JAMPより、製品含有化学物質管理ガイドラインと一緒に提供されている、同ガイドラインの要件に沿ったチェックシート。

### 4) chemSHERPA

JAMPの提供する化学物質伝達の仕組み

化学物質・調剤・成形品に含有する化学物質情報等伝達するために使用する。

入手先URLにある最新版を使用のこと。

### 5) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、適用範囲で定めた物品へ、成分・内容物として含まれていることをいう。製造工程において意図せずに製品に混入、付着する場合も含む。

### 6) 意図的添加

規制値以下であるか否かを問わず、当該物質の含有を認識している状態で、部品・原材料に対して含有させていることをいう。

製造工程において意図せず生成した化学物質（副生成物）についてもそれらの含有・付着を認識している場合は、意図的添加とみなす。

### 7) 意図的添加以外の含有

上記意図的添加以外の含有・付着

当該物質が天然素材中に含有されていることを適切な調査でも知ることができず含有している場合、

製造工程において適切な管理にもかかわらず、意図せずに当該物質が混入・付着した場合などをいう。

- 8) 使用  
適用範囲で定めた物品へ含有しているか否かは問わず，当該物質，又は当該物質が含まれた洗浄剤，処理液等を用いることをいう。
- 9) 禁止物質  
適用範囲で定めた物品への含有及び製造工程での使用を禁止する化学物質のことをいう。  
レベル1：即刻禁止  
レベル2：含有部材の新規採用禁止。既に採用している場合は，期限までに廃止
- 10) JAMP管理対象物質  
JAMPの提供する仕組みの管理対象物質リスト【JAMP chemSHERPA 管理対象物質】のことをいう。本ガイドラインでは，JAMPの提供する最新版の管理対象物質リスト【JAMP chemSHERPA 管理対象物質】を意味する。
- 11) 管理物質  
適用範囲で定めた物品への含有について，管理を行う化学物質をいう。  
JAMP 管理対象物質から，禁止物質を除いたものを管理物質とする。
- 12) 製造工程禁止物質  
適用範囲で定めた物品へ含有しているか否かは問わず，製造工程での使用を禁止する化学物質をいう。
- 13) CAS番号  
アメリカ化学会(ACS:American Chemical Society)の一部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)が，1965年より化学物質登録システムを導入して，化学文献（論文，特許など）に掲載された化学物質を登録し，その際に付与する番号。
- 14) 均質材質  
均質材質とは，機械的に異なる材質に分解できない材質をいう。  
例えば母材（単一金属）に銅，ニッケル，金の3層のメッキが施されている部品の場合，その部品は，メッキの層数分（3）の均質材質+母材（1）の4つの均質材質から構成されていると考えることができる。  
詳細については，JAMPが提供する「AIS作成手順書」用語の定義を参照のこと。
- 15) SDS  
化学物質排出把握管理促進法，毒物及び劇物取締法，労働安全衛生法を満足する安全データシートをいう。  
対象化学物質の性状や取扱いに関する情報シート。
- 16) ミルシート  
金属材料の検査証明書
- 17) IMDS(International Material Data System)  
IMDSとは，世界共通の自動車業界標準の環境負荷物質情報収集システム。

## 5. 仕入先様への要求事項

### 1) 環境マネジメントシステムの構築

- ①環境マネジメントシステム (ISO14001) 等のシステムを構築していること。  
又は、取得計画により推進中であること。
- ②環境保全に関する次の取り組みを実施していること。
  - ・ 環境対策委員会等の環境管理推進組織の設置
  - ・ 上記推進組織の位置づけ、及び機能の明確化
  - ・ 上記組織への経営層の主導的参加
  - ・ 過去5年に関係監督官庁からの指導・処罰を受けていないこと  
(もし指導・処罰を受けたら連絡のこと)
  - ・ 従業員に対しての化学物質管理及び環境保全と生物多様性保全についての教育実施とその有効性の確認及び記録
  - ・ 省エネルギー推進活動
  - ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等環境関連法規の遵守
  - ・ 廃棄物の減量化や再資源化(リサイクル)に対する積極的取り組み
  - ・ 梱包材の紙について、できるだけ古紙を採用
  - ・ 環境保全に努めるとともに、生物多様性に配慮したサプライチェーン管理を推進すること
- ③別紙5 取引先環境保全評価リストを提出すること。

### 2) 禁止物質に関して品質管理を確実に行うこと

- ①構築している品質システムで、製品要求事項の中に「納入製品の禁止物質に関する要求事項」が明確に含まれていること。
- ②禁止物質に関して「設計開発」「購買」「製造及びサービス提供」の各プロセスで、ISO9001の規格に基づき必要なことが決められており、実施され記録が残されていること。

(参考)

下記手引きが、禁止物質に関しての品質管理システムで必要なことが詳しく書かれている為、参照願います。

中小企業向け 製品含有化学物質管理の手引き (経済産業省)

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/reports/H24\\_sc\\_tyousai1.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/reports/H24_sc_tyousai1.pdf)

### 3) 製品含有化学物質を確実に伝達するシステムの構築

- ①納入物品について、原材料メーカーまで遡る確認体制を確立していること。
- ②JAMP「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づき化学物質管理を実施すること。
- ③JAMP「製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート」において、合格のこと。  
合格基準：対象項目5.4.2以降で不適合がないこと 更に、対象項目での準適合の項目に対し、是正計画書が提出されていること。

## 6. 購入品の化学物質情報提出のお願い

新規採用品の事前確認、あるいは購入品の確認の為、別途以下の化学物質情報提出の依頼を致しますので、依頼があった場合は、速やかに提出いただける様ご協力お願いします。

尚 下記提出書類一覧で

(別紙〇〇)と書いてあるのは、ヒロセ電機書式、

(JAMP)と書いてあるのは、JAMPの書式

何も書いていないのは特に書式は定められていないことを示します。

### 1) 提出書類一覧

ア) 下記表1の分類で、化学物質・調剤に該当する場合

- ① 禁止物質に関する保証書(別紙3)
- ② ハロゲンフリー保証書(別紙4)
- ③ chemSHERPA-CI(JAMP)
- ④ 調剤全成分表(別紙1)
- ⑤ SDS 注1注2 と RoHS 指令対象 10 物質群の高精度分析データ 注2注3
- ⑥ 製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート(JAMP) 注4注5
- ⑦ 取引先環境保全評価リスト(別紙5) 注4

イ) 下記表1の分類で、アーティクル(部品や成形品等の別称)に該当する場合

- ① 禁止物質に関する保証書(別紙3)
- ② ハロゲンフリー保証書(別紙4)
- ③ 成分合計で 100% なるようにした chemSHERPA-AI(JAMP)  
上記 100% の条件が満たせない場合は  
chemSHERPA-AI(JAMP) + 均質物質毎に 調剤全成分表(別紙1)
- ④ 構成表(別紙2)注6
- ⑤ 各原材料の SDS 注1注2 と RoHS 指令対象 10 物質群の高精度分析データ 注2注3
- ⑥ 製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート(JAMP) 注4注5
- ⑦ 取引先環境保全評価リスト(別紙5) 注4

注1) 原材料メーカーに法律上の作成義務がなく提出不可のときは、その原材料メーカーの発行した成分表を提出すること。

注2) 英文にて作成のもの 可能なら英文・和文両方とも提出願います。

注3) 原則1年以内に分析されたデータ,分析方法詳細(前処理方法/分析法,試料の完全溶解記述,分析フローチャート)も提出。金属の場合はPBBs,PBDEsのデータは,省略しても良い。

注4) 新規に会社取引する場合、又は個別に求められた場合のみ必要

注5) 製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシートの評価は合格であることが新規取引条件 <5項3)製品含有化学物質を確実に伝達するシステムの構築③ 参照>

注6) 複数の均質材質からなる材料の場合のみ必要

表 1

分類	化学物質・調剤	アーティクル(部品や成形品等の別称)
金属類	はんだ インゴット( casting material) 溶接棒	金属材料(板材, 棒材, 線材), 金属パーツ(ネジ, プレス品, 鋳造部品等), めっき
樹脂類	成型用樹脂(ペレット, 硬化前の モノマー) 接着剤	成型済み樹脂, 成形パーツ, 樹脂フィルム
その他	グリス, オイル, ガス類 元素単体または化合物およびそ の混合物 酸化鉛, インク, 塗料, 等	紙 電池, 電線, 電子部品(基板, コネクタ等) ユニット, OEM 製品, 治工具, 等

★参考として納入事例に基づいて提出資料を説明した冊子「納入品別提出書類の手引き」も参照すること。(ただし、冊子「納入品別提出書類の手引き」は、本ガイドラインの一部ではありません。)



## 2) 調剤全成分表, chemSHERPA, 構成表, SDS注意事項

### ア) 調剤全成分表, chemSHERPA, 共通作成注意事項

報告対象化学物質は, 「JAMP 管理対象物質」すべてとする。

### イ) chemSHERPA-CI作成注意事項

揮発や化学反応がある場合, 極力乾燥・反応後の成分を記載すること。

上記不可能な場合で, 管理対象物質を含有し, 当該物質が一般的な使用条件下で, 揮発, 反応の可能性がある場合は, chemSHERPA-CIの物質の備考欄にその旨, 記載のこと。

### ウ) 調剤全成分表作成注意事項 注4

- ・組成が, JAMP管理対象物質以外の成分も含め, 全成分記入し, 含有率の合計が100%になるように回答すること。
- ・やむを得ず成分開示できない場合は, ヒロセ電機禁止物質, JAMP管理対象物質を含有している場合は開示必須とし, その他の成分については, IMDSでの10%ルール(未開示物質は, 全体の10%以下)を適用可とする。

**注4** IMDSにて閲覧可能(ヒロセ電機企業ID23616)であれば, IMDS Noを通知して頂くことにより本帳票作成は不要となります。(拠点によっては不可の場合がありますので提出前に確認願います。)

- ・揮発や化学反応がある場合, 極力乾燥・反応後の成分を記載すること。

### エ) chemSHERPA-AI作成注意事項

- ・均質材質毎に作成のこと。
- ・組成が, JAMP管理対象物質以外の成分も含め, 全成分記入し, 含有率の合計が100%になるように回答すること
- ・上記100%の条件を満たさない場合, 上記ウ) 調剤全成分表を追加提出のこと。
- ・やむを得ず成分開示できない場合は, ヒロセ電機禁止物質, JAMP管理対象物質を含有している場合は開示必須とし, その他の成分については, IMDSでの10%ルール(未開示物質は, 全体の10%以下)を適用可とする。

### オ) 構成表作成注意事項

- ・調査対象が, 複数の均質材質からなる場合に作成のこと。
- ・均質材質毎に均質材質のSDSと精密分析データも添付すること。
- ・調査対象が, 単一の均質材質の場合は, 作成不要とする。

### カ) SDS注意事項

- ・化学物質排出把握管理促進法, 毒物及び劇物取締法, 労働安全衛生法を満足すること。

## 3) 禁止物質に関する保証書注意事項

- ・禁止物質, 製造工程禁止物質については, それぞれ付表1, 付表2を参照のこと。
- ・禁止物質の詳細として, 付表4 RoHS指令除外規定を参照のこと。
- ・付表3の禁止物質については, 用途が該当する旨の通知を受けた場合は付表3の用途を含めて保証すること。

また 通知を受けなくとも新規採用の機会を広げる観点から, 保証可能な場合は, 保証に含めるのが望ましい。

#### 4) 別紙4のハロゲンフリー保証書に関する注意事項

保証不可の場合は、その旨を保証書に記載し提出のこと。(記載方法:保証範囲で6)保証できませんを選択し、理由欄にその理由を簡潔に記載すること。)

#### 5) 別紙5の取引先環境保全評価リストに関する注意事項

- ・「(2)化学物質管理体制確認」において、実施項目5.4.2 力量のなかで教育の実施と記録の設問があるが、教育の有効性については仕入先様の化学物質の管理体制の確認時に聴き取りするので、有効性の確認も行い記録すること。  
また、実施項目5.4.2以降で不適合がないこと、準適合の項目がある場合は、是正計画書を提出すること。
- ・「(3)禁止物質の品質管理状態の確認」において、0点の項目がある場合は、是正計画書を提出すること。
- ・是正計画書の書式は任意とする。

#### 6) 均質材質毎の分析データ等の注意事項

①RoHS指令対象10物質の高精度分析データ。(ICPデータ等)

- ・前処理方法/分析法，試料の完全溶解記述，分析フローチャートも添付。
- ・ISO17025を認証取得している測定機関でIEC62321準拠して分析のこと。
- ・原則1年以内に分析されたデータ。
  - ★金属材料について，PBBs，PBDEsの分析データは，不要とする。
  - ★仕入先様 自社において原則1年以内の管理を行うものとする。
- ・更に，ハロゲンフリー保証可能な材料は極力 塩素・臭素の分析も含めること。  
(保証不可及び金属・メッキについては不要)

#### 7) 含有化学物質が変化する場合の事前報告

2. 適用範囲2)に含有する化学物質が変化する場合，工程変更連絡書提出の際，  
6. 購入品の化学物質情報提出のお願い 1)提出書類一覧に従い，必要書類を再提出すること。

(注) 含有化学物質の変化とは，化学物質成分変化の他，化学物質の比率変化の場合も含む。

## 8) 提出資料の更新時期・保管期間

表2 による。

保管期間の開始日は、供給終了又は、その資料が更新などで不要となったときとなります。

表2

提出書類名	更新時期	保管期間	提出先
chemSHERPA-CI(JAMP)	変更時(注 2)	当該部材の取引停止から 25 年(注 3)	依頼元
調剤全成分表(別紙 1)	変更時(注 2)	同上	依頼元
chemSHERPA-AI(JAMP)	変更時(注 2)	同上	依頼元
構成表(別紙2)	変更時(注 2)	同上	依頼元
SDS	変更時(注 2)	同上	依頼元
禁止物質に関する保証書(別紙3)	変更時(注 2)	同上	依頼元
RoHS 指令対象 10 物質の高精度分析データ	1年毎(注 1) 変更時(注 2) 有効期限原則1年	同上	依頼元
ハロゲンフリー保証書(別紙4)	変更時(注 2)	同上	依頼元
製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート(JAMP)	変更時(注 2)	同上	依頼元
取引先環境保全評価リスト(別紙5)	変更時(注 2)	同上	依頼元

注 1 ヒロセ電機から要求があった場合、更新済みの資料を 11 日以内で提出できるよう管理のこと。

注 2 ヒロセ電機基準変更に伴う再提出依頼時 または、含有化学物質変化時。

含有化学物質が変化する場合は、事前に提出のこと。含有化学物質の変化とは、化学物質成分変化の他、化学物質の比率変化の場合も含む。

注 3 自動車関係の顧客固有要求事項

## 9) 本ガイドラインに関する問い合わせ先

ヒロセ電機株式会社

環境管理室

045-620-3563

## 7. 改定履歴

版	改定日	改定内容
1	2006. 12. 11	初版
1. 1	2007. 10. 31	<p>1. 補足追記  2 8)へ注記 ※3を追記  ※3 3. 1 適用範囲 2)に該当する物品に関しては、特別な要求がある場合を除き 提出は不要とする。</p> <p>2. 表現変更  2 5)②の表現変更  禁止物質を使用していない場合→  禁止物質を含有しておらず かつ、製造工程禁止物質を使用していない場合は  2 5)③の表現変更  禁止物質を使用している場合は→  ②に該当しない場合には</p> <p>3. 誤記訂正  3. 3 3)  含有されている場合は→使用している場合は</p> <p>4. 付表1 JIG 改訂を受け、アスベスト、オゾン層破壊物質閾値を変更。  意図的添加禁止→ 量にかかわらず含有禁止</p> <p>5. 付表1 付表2 中鎖, 長鎖塩化パラフィン:顧客要求改訂により、  禁止物質から管理物質に変更</p> <p>6. 付表2 管理物質にPFOS追加</p> <p>7. 付表2 管理物質にPFOA追加</p> <p>8. 付表2 管理物質参照法規制: 国内法規, 海外法規としていた部分を、  具体的な法規を記入</p> <p>9. 取引先環境保全評価リスト(別紙4)の提出を1-③, 提出書類一覧  に追加</p>
2. 0	2009. 6. 25	<p>1. 目次  削除: 付表2 管理物質一覧, 別紙1 含有調査書の様式  追加: 別表1 提出資料一覧, 別紙1 調剤全成分表の様式, 別紙2 構成表  の様式, ハロゲンフリー保証書の様式  文書構成変更: 3項化学物質管理を、削除。  適用範囲, 運用, 用語の定義を2項, 3項, 4項に割り振り,  挿入。</p> <p>2. 1項 目的  追記: 下記文章追記  その要求事項で提出をお願いする「取引先環境保全評価リスト」「実施項目  一覧表兼チェックシート」は仕入先様において要求事項の満足度合いを  確認し改善活動を行って頂くツールです。</p> <p>3. 2項適用範囲&lt;旧3.1項&gt;  1)  追記: ①仕入先様(物品の購入先, 外注先)に適用する。  ②(される可能性があるもの含む)(顧客販売用),  顧客に納入される</p>

2.0	2009.6.25 続き	<p>2) 改訂：説明内容を分かりやすく改訂（意味は新旧同じ）</p> <p>3), 4), 5) 追加：3), 4), 5)を適用範囲に追加した。</p> <p>4. 3項 運用 追記：本項目を追記した。</p> <p>5. 4項 用語の定義</p> <p>1. 用語追加 1)～5)項 11), 15), 16), 17), 18)項</p> <p>6. 5項 仕入れ先様への要求事項</p> <p>4) 化学物質含有情報の提出 改訂：全面改訂(報告対象物質刷新, AIS, MSDSplus導入のため)</p> <p>5) 禁止物質不使用保証書, 禁止物質申告書・保証書の提出 改訂：②に該当しない場合→②の内容を具体的に記述</p> <p>6) ハロゲンフリーに関する保証書の提出 追記：上記項目及び内容を追加した。</p> <p>7) &lt;旧 6)&gt;均一部位毎の分析データ等の提出 改訂：均一部位→均質材質（JAMPの表現に変更） 追記：測定データ。→高精度分析データ。（ICPデータ等） ・IEC62321準拠にて分析のこと。 ★仕入れ先様 自社においても原則1年以内の管理を行うものとする。 （金属材料の場合に限る）</p> <p>9) &lt;旧 8)&gt;仕入れ先提出資料一覧, 更新時期 及び最低保管期間 削除：一覧表（別表としたため）</p> <p>7. 6項 追記：本ガイドラインに関する。 , 株式会社</p> <p>&lt;付表1 禁止物質 改訂&gt;</p> <p>1. 追記</p> <p>1) CAS No 参照例示物質リスト欄 JIGやGADSLの例示物質リストを参照できる物質には, 参照リスト名を追記した。</p> <p>2) 参照法令欄/自主規制欄 JIG対象物質は, そのクライテリアを追記した。 GADSL禁止物質は, 「GADSL禁止物質」と追記した。</p> <p>3) 注記 上記1)に関して, 注記を行うと共に, 例示物質リストの入手先のURLを明記した。</p> <p>2. 追加禁止物質</p> <p>①1, 1, 1 トリクロロエチレン</p> <p>②五酸化二ヒ素(JIGに合わせ, ヒ素およびその化合物から, 独立させた。)</p> <p>③三酸化二ヒ素(JIGに合わせ, ヒ素およびその化合物から, 独立させた。)</p> <p>④リン酸トリス(2, 3-ジブロモプロピル)</p> <p>⑤トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド</p>
-----	-----------------	---

2.0	2009. 6. 25 続き	<p>⑥ペルフルオロオクタン sulfon 酸(PFOS) とその塩</p> <p>⑦パーフルオロカーボン(PFC)</p> <p>⑧ハイドロフルオロカーボン(HFC)</p> <p>⑨6 フッ化硫黄 (SF6)</p> <p>⑩ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性体</p> <p>⑪クロロメチルメチルエーテル</p> <p>⑫2-メトキシエタノール</p> <p>⑬N-ニトロソジメチルアミン</p> <p>⑭テトラクロロベンゼン類</p> <p>⑮テトラフルオロメタン</p> <p>⑯クロロエチレン(別名塩化ビニル)</p> <p>⑰フマル酸ジメチル(DMF)</p> <p>3. 変更</p> <p>①ホルムアルデヒドの規制値欄 0.1ppm以上の濃度でホルムアルデヒドを放出する木材製品や家具→0.1ppm以上の濃度でホルムアルデヒドの放出禁止</p> <p>②オゾン層破壊物質 クラス分け誤記修正</p> <p>③フタル酸 閾値変更 法令を解釈すると、それぞれの合計値となるので各々0.1%としていたものを合計0.1%と変更</p> <table border="1" data-bbox="499 1126 1305 1529"> <tr> <td data-bbox="499 1126 927 1339">フタル酸ビス(2-エチルヘキシル(DEHP(DOP))) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル(BBP)</td> <td data-bbox="927 1126 1305 1339">左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 玩具及び子供用品中の可塑性材料に限る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1339 927 1529">フタル酸ジイソノニル(DINP) フタル酸ジイソデシル(DIDP) フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)</td> <td data-bbox="927 1339 1305 1529">左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 子供によって口に入れられる玩具及び子供用品用途に限る</td> </tr> </table> <p>3. 削除禁止物質 有機スズ化合物(禁止物質のTBT, TPT, TBTO類を除く) 理由: 禁止されている用途は, 殺生物剤, 工業用水処理のため, 禁止物質から除外 &lt;付表2. 製造工程禁止物質&gt; 1. 追加禁止物質 ①ペルフルオロオクタン sulfon 酸とその塩(PFOS) &lt;付表3. ヒロセ電機 RoHS 指令対象物質規制値一覧&gt; 1. 規制追加 ①電池に対する水銀の規制値 &lt;付表4. RoHS 指令で適用除外&gt; 1. DecaBDE項目削除 No5にてDecaBDEは, ヒロセ電機としては例外を認めない旨注記していたが, 指令の除外から外れたため, 本除外項目自体を削除した 2009/443/ECで追加された6つの除外規定を追記した。</p>	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル(DEHP(DOP))) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル(BBP)	左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 玩具及び子供用品中の可塑性材料に限る	フタル酸ジイソノニル(DINP) フタル酸ジイソデシル(DIDP) フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 子供によって口に入れられる玩具及び子供用品用途に限る
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル(DEHP(DOP))) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル(BBP)	左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 玩具及び子供用品中の可塑性材料に限る					
フタル酸ジイソノニル(DINP) フタル酸ジイソデシル(DIDP) フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 子供によって口に入れられる玩具及び子供用品用途に限る					

2.1	2010.3.25	<p>1. 目的 生物多様性保全活動に関する記述追加</p> <p>5. 仕入先様への要求事項 生物多様性保全に関して追加</p> <p>5. 4) &lt;MSDSplus, 調剤全成分表, AISシート, 構成表作成注意事項&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・「構成表に均質材質毎に均質材質のMSDSと精密分析データも添付すること」を追記</li> <li>・カ) MSDS注意事項を追記</li> </ul> </p> <p>6. ハロゲンフリーに関する保証書の提出 要求があれば提出であったものを, 提出を必須とし、保証できないものは保証できない主旨を記載し提出することに変更した。</p> <p>8. 提出書類一覧 納入品別提出書類の手引きも参照することを追記した。</p> <p>&lt;付表1 禁止物質追加の追加&gt; 76/769/EECのREACH規則統合, 化審法改正, GADSL改訂を反映し, 下記の禁止物質を追加した。</p> <p>1. 追加禁止物質 多硫化アンモニウム 揮発性のブロモ酢酸エステル類: ブロモ酢酸メチル ブロモ酢酸エチル ブロモ酢酸プロピル ブロモ酢酸ブチル 有機スズ化合物 (a) クレオソート (b) クレオソート油 (c) 留出物 (コールタール) 、ナフタリン油 (d) クレオソート油、アセナフテン留分 (e) 留出物 (コールタール) 、高温留分 (f) アントラセン油 (g) タール酸、石炭系、粗 (h) クレオソート、木質 (i) タール油、アルカリ性、低温 ジフェニルエーテルペンタブロモ誘導体C12H5Br5 ジフェニルエーテルオクタブロモ誘導体C12H2Br8 (1) ノニルフェノール C6H4(OH)C9H19 (2) ノニルフェノールエトキシラート (C2H4O)nC15H24O トルエン トリクロロベンゼン</p>
-----	-----------	--

2.1	2010. 3. 25の続き	<p>多環芳香族炭化水素 (PAH)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ベンゾ (a) ピレン (BaP)</li> <li>2. ベンゾ (e) ピレン (BeP)</li> <li>3. ベンゾ (a) アントラセン (BaA)</li> <li>4. クリセン (CHR)</li> <li>5. ベンゾ (b) フルオランテン (BbFA)</li> <li>6. ベンゾ (j) フルオランテン (BjFA)</li> <li>7. ベンゾ (k) フルオランテン (BkFA)</li> <li>8. ジベンゾ (a, h) アントラセン (DBAhA) ”</li> </ol> <p>2-(2-メトキシエトキシ)エタノール (DEGME) 2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール (DEGBE) メチレンジフェニル ジイソシアネート (MDI) シクロヘキサン 硝酸アンモニウム (AN) ”N-ニトロソジメチルアミン</p> <p>&lt;付表 4. RoHS 指令で適用除外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音圧レベル100dB(A)以上の高耐入力スピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的/機械的なはんだ接合部分の合金 中のカドミウム</li> <li>・照明または表示装置用のII-VI族LED (カドミウムは発光領域mm2あたり10<math>\mu</math>g以下) で使用しているカドミウム</li> </ul>
3	2011. 6. 1	<ol style="list-style-type: none"> <li>①環境方針の変更に伴い最新版を掲載</li> <li>②禁止物質の定義、製造工程の混入を踏まえ製造工程でも使用禁止を明記。</li> <li>③表 A、D 必要資料の MSDS に注記追記</li> <li>④表 B 保管期間を REACH 規則を考慮し見直した。</li> <li>⑤ヒロセフォーマットの化学物質調査書類 別紙 1 - 別紙 4, 別紙 6 を見直した。</li> <li>⑥禁止物質をレベル 1, レベル 2 2種類にした。</li> <li>⑦付表 1 レベル 2 の禁止物質として下記 2 物質を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5-tert-ブチル-2, 4, 6-トリニトロ-m-キシレン (ムスクキシレン)</li> <li>・ 4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (MDA)</li> </ul> </li> <li>⑧付表 1 REACH 付属書 X VII の物質を中心に閾値の整合を行った。</li> <li>⑨付表 3 法令改定 (2010年9月25日) に伴い RoHS 指令適用除外を見直した。</li> </ol>
4	2012. 7. 14	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 仕入先様への要求事項 3 項「カドミフリー工場の要求」を 2 項の「禁止物質に関して品質管理を確実にすること」に変更した。</li> <li>6. 問い合わせ先 移転に伴い電話番号変更した。</li> </ol> <p>&lt;禁止物質表の変更履歴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止物質の表 レイアウトを変更し参照法令が規定の一部でないことを明確にした。</li> <li>・ 4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (MDA) がレベル①、レベル 2 重複していたので、レベル 2 から削除</li> <li>・ DINP, DIDP CAS 番号誤記 訂正</li> </ul>



4 続き	2012. 7. 14 続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛の閾値で、主として12歳以下の子供向け製品用について法令改定にあわせ300から100へ変更</li> <li>・多硫化アンモニウムCAS番号9080-17-5 76/769/EECが、REACHに合併されたときに、追加されたのを受け追記</li> <li>・酸化ベリリウムをレベル2に追加</li> <li>・注5を追記して、意図的添加と閾値の関係を明確にした。</li> <li>・EU REACH ANNEX XIV追加物質(2012/2/15)を反映し既に禁止されている物質を除きレベル2に追加した(3物質)。</li> <li>・RoHS場外規定を最新の内容に更新した。</li> </ul> <p>&lt;別表1&gt; 表Cで、RoHS関係の保管期間を法令改定に合わせ11年に変更</p> <p>&lt;提出資料書式&gt; 別紙3、別紙4：カドミフリー工場要求を禁止物質の品質管理の要求に変更したことについて整合を取る内容に変更。</p>
5	2013. 6. 26	<p>&lt;禁止物質の変更追加&gt; 今回の改訂では追加無し 下記CAS誤記訂正 黄リンマッチ CAS No 7723-14-0 ⇒ 12185-10-3</p> <p>以下変更箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MSDSの表記を(M)SDSと変更。</li> <li>・追記(もし指導・処罰を受けたら連絡のこと)</li> <li>・5.2) 中小企業向け 製品含有化学物質管理の手引き 紹介追加</li> <li>・5.3) 実施項目一覧表兼チェックシートの合格基準をチェックシートのバージョンアップに合わせて見直した</li> <li>・6章に化学物質情報の依頼内容をまとめなおした。</li> <li>・別表1があったが、廃止し、内容をガイドライン本文で説明するよう変更した。</li> <li>・6.1)エ)100%回答でないときは調剤前成分表が追加で必要なことを明記</li> <li>・6.2)ウ)MDS NOにて調剤前成分表に代えられる案内追記</li> <li>・別紙6 <ul style="list-style-type: none"> <li>①取引先環境保全評価リストの実施項目一覧リストの欄をJAMPの改訂にあわせ合格基準を変更</li> <li>②禁止物質の品質管理状態の確認項目追加</li> <li>③配点を120点満点から200点満点に変更</li> </ul> </li> </ul>
6	2014. 7. 16	<p>&lt;付表1 禁止物質表の変更&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の物質をレベル1の禁止物質として追加した <ul style="list-style-type: none"> <li>・リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)</li> <li>・リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)</li> <li>・エンドスルファン</li> <li>・多環芳香族炭化水素(PAH) 既存のPAH8種類に10種類追加した</li> <li>・BNST</li> </ul> </li> <li>■以下の物質が期限を迎えたのでレベル2からレベル1とした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジブチルスズ化合物(DBT)の特定用途 既存のレベル1のジブチルスズ化合物(DBT)に統合した。</li> <li>・フタル酸ジイソブチル(DIBP)</li> <li>・リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)</li> <li>・5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン(ムスクキシレン)</li> <li>・2,4-ジニトロトルエン</li> </ul> </li> </ul>

6 続き	2014. 7. 16 続き	<p>■以下の物質の閾値を変更した ・ポリ塩化ナフタレン(PCN) &lt;付表4. RoHS適用除外一覧の変更&gt; ■期限を迎えた適用除外を削除した。(2箇所)</p>
7	2015. 7. 1	<p>&lt;付表1の変更&gt; ■追加禁止物質 ①ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩 ②塩化パラフィン(中鎖型:C14-17) ③赤リン 【理由】 ①、②:ノルウェー法令 及び それを参照し禁止にしている顧客要求を踏まえ禁止とした。 ③ :安全設計の観点から禁止とした。 ■規制値変更 ①アスベストアスベスト ②ホルムアルデヒド ③ニッケル ④オゾン層破壊物質 ⑤砒素及びその化合物(五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素を除く) ⑥多環芳香族炭化水素 (PAH) ⑦六価クロム(対象材質追加、規制値設定した。) 【理由】 法令、顧客要求変化を踏まえ 見直しを行った。</p> <p>&lt;付表4. RoHS適用除外一覧の変更&gt; ■除外規定削除 期限のきた蛍光灯に関する除外規定を削除した。(1件)</p>
8	2016. 7. 12	<p>&lt;付表1. 禁止物質&gt; ■禁止物質追加 ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数が3以上のもの)を ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数が1以上のもの)とした。 ■閾値変更 ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDDまたはHBCD) およびすべての の主要ジアステレオ異性体 1000ppm→100ppm ★EuのPops条約対応法令を順守するため ■表現一部修正 ニッケルおよびその化合物、PFOS、PHOA, 砒素及びその化合物、 ペンタクロロフェノール, PAH、 &lt;付表3. ヒロセ電機 RoHS指令対象物質規制値一覧&gt; ■追記 電池に関して追加した &lt;付表4. RoHS適用除外一覧&gt; 期限のきたあらゆる径の非線形白色ランプに関する除外規定を 削除した。(1件) &lt;提出書類&gt; ■MSDSplus 及び AIS を新フォーマット「chemSHERPA」CI (chemical information) またはAI (airticle information) にて代替してもよいことを追記した。 ■禁止物質保証書・禁止物質申告書を見直した。 別紙3/別紙4をまとめ別紙3 一つにした。 ■ハロゲンフリー保証書 内容を見直した。</p>

9	2017.8.2	<p>&lt;付表1の変更&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 下記レベル1 禁止物質を追加した。 (4-クロロフェニル)シクロプロピルメタン <b>用途限定禁止</b> (無機アンモニウム塩、ビスフェノール A)</li> <li>2) 酸化ベリリウム レベル2からレベル1に変更</li> <li>3) 特定フタル酸の閾値 台湾CNS4797に合わせ見直した。</li> <li>4) 黄リンマッチ、N-ニトロジメチルアミン 復活 (誤って9版→10版で消失していたため復活)</li> <li>5) 参考法令欄注釈を見直した。</li> </ol> <p>&lt;用語の定義&gt; 新化学物質伝達ツールchemSHERPAがリリースされたことを考慮し、JAMPの提供する化学物質伝達の仕組の説明を見直した</p> <p>&lt;要求事項&gt; 環境及び生物多様性に配慮した資材の活用→ 環境保全に努めるとともに、生物多様性に配慮したサプライチェーン管理を推進すること</p> <p>&lt;取引先環境保全評価シート&gt; 生物多様性についても評価項目とした。 禁止物質の品質管理の確認 チェック項目を見直した</p> <p>&lt;呼び名の変更&gt; (M)SDS→SDSに変更</p>
10	2018.3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付表3RoHS指令関係の禁止物質を、付表1へ移動させた。</li> <li>■玩具、電池、包装に追加で禁止される事項をまとめ、新たに付表3とした。</li> <li>■本文6 3)付表3の説明を加えた。</li> <li>■別紙3:禁止物質に関する保証書の様式を見直した</li> </ul>
11	2018.7.20	<p>【付表1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BNST を削除した。 規制していた唯一の法令での制限が無くなったため。</li> <li>・GADSLのP, D/PのPに該当する物質を禁止物質レベル1に追加した。 禁止物質申告漏れが無い様にするため、及び自動車業界標準との整合を取るため</li> <li>・有機スズの項目が一部重複していたので改めた。</li> <li>・REACH規則の認可物質を禁止物質レベル2に指定した。</li> </ul>
12	2019.8.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本文についての変更</li> <li>【用語等の変更】 「実施項目一覧表兼チェックシート」を「製品含有化学物質管理ガイドラインチェックシート」に変更した。 上記に伴い、合格基準の対象項目も「4.4.2~4.4.10」「5.4以降」に変更した。 ※参照している JAMP のチェックシートが見直しされ名称等が変更された為</li> <li>【保管期間の変更】 11年から21年に変更した。関連注記も変更に伴い変更した ※自動車業界顧客の個別要求事項を反映させたため</li> <li>【更新時期】 品質管理状態のエビデンス分析データを除き、化学物質の仕様の確認のための書類について「1年毎」を削除した。 変更時(注2)の注記内容にヒロセ電機基準変更に伴う再提出依頼時を追加した。</li> </ul>

12 続き		<p>【削除】 一部 旧フォーマット AIS MSDSplus 及び その関連事項が削除されず残っていたので 削除した。</p> <p>【6項 2) 調剤全成分表, chemSHERPA, 構成表, SDS 注意事項 イ), ウ)】 「揮発や化学反応がある場合, 極力乾燥・反応後の成分を記載すること。」を追記した</p> <p>【6項 5) 均質材質毎の分析データ等の注意事項】 「ISO17025 を認証取得している測定機関で」を追記した。 「ハロゲンフリー保証可能な材料は極力 塩素・臭素の分析も含めること。」を追記した。</p> <p>■付表 (化学物質管理基準) についての変更 【付表 1-含有禁止物質の変更】 ・フェニル水銀の追記 ※REACH の ANNEX17 の禁止物質であり RoHS の閾値と異なるため ・PFOA の禁止内容の見直し ※REACH ANNEX17 の禁止物質となったためノルウェー・カナダ法令分に当該規制を追加した 【付表 3-当該製品用途に限り禁止 の変更】 ・付表タイトル 「更に」を具体的に「付表 1 に加え」と書き換え 内容をより明確にした。 ・玩具または子供用品において EU 玩具指令の EN71 規格の規制事項を追加した ・玩具または子供用品, 梱包、電池において REACH の ANNEX17 のフタル酸の規制を追加した 【付表 4-RoHS 適用除外の変更】 ・指令上の番号、適用除外の有効期限, 旧指令等を加え, 指令改定経緯が追えるよう見直した。</p> <p>■別紙 (提出書類書式) についての変更 【別紙 1 調剤全成分表 ver3.05】 「揮発や化学反応がある場合, 極力乾燥・反応後の成分を記載すること。」を注釈に追記した。 【別紙 4 ハロゲンフリー保証書 ver2.1】 「(下記基準を均質材質毎に満たす。)」を追記して, 適合の条件が均質材質毎であることを明確にした。 【別紙 5_取引先環境保全評価リスト ver4.2】 内容変更なし、文字切れを起こさぬよう表示スペースを改善</p>
13	2020.10.13	<p>ガイドライン本文 2. 適用範囲 表現を見直した。(適用範囲そのものは変更なし) 4. 用語の定義 11)管理物質 誤記訂正</p> <p>■付表 1 ・テトラプロモビスフェノール-A: 禁止物質追加 ・三フッ化窒素: 禁止物質として追加 ・PVC: フラットケーブルに使用することを禁止 ・ホルムアルデヒド: 閾値見直し</p> <p>■付表 3 ・電池に関して閾値見直した ・梱包に関して PBDE の閾値を追加した</p> <p>■付表 4 ・除外有効期限が過ぎた項目について塗りつぶしを行なった。</p> <p>■別紙 1 誤記訂正 蘭→欄 注記 文書をわかりやすく見直した</p> <p>■別紙 5 (2) 化学物質管理体制確認 評価対象についてチェックシートバージョン実施項番を明確にした</p>

14	2021. 9. 30	<p>2.2 用語の定義</p> <p>5)意図的添加、6)意図的添加以外の含有 の定義を見直した。</p> <p>■付表 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テトラブロモビスフェノール-A (TBBP-A) に「その誘導体」を追加</li> <li>・カドミウム及びカドミウム化合物の閾値を未満にした</li> <li>・次のレベル 1 禁止物質を追加した</li> </ul> <p>LCPFAC PIP(3:1) ペンタクロロチオフェノール 1-ブロモプロパン 1,4-ジオキサン N-メチル-2-ピロリドン (NMP) ピグメントバイオレット 29</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のレベル 2 禁止物質を追加した</li> </ul> <p>ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩 (PFHxS) 及び関連物質 デクロランプラス PFCA 類 (C9-C14) 、それらの塩類および関連物質構造要素</p> <p>■付表 4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外有効期限が過ぎた項目について塗りつぶしを行った。</li> <li>・延長可否協議中/延長なしを追記</li> </ul>
15	2022. 9. 26	<p>ガイドライン本文</p> <p>6項 7) 提出資料の保管期間：21 年から 25 年へ変更 (表 2)</p> <p>品質記録保管標準 (HQS-I 001) では生産中止後 25 年と規定しており統一した。</p> <p>■付表 1</p> <p>次の物質の規制内容を見直した。(顧客要求を反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PVC 電線の被覆部へのマーキングに使用する部材(イックなど)への含有は禁止にしないとした。</li> </ul> <p>次の物質をレベル 2 からレベル 1 禁止物質にした。(法令で使用禁止の為)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFCA (C9-C14) 、それらの塩類および関連物質</li> <li>・ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩 (PFHxS) 及び関連物質</li> <li>・1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10]オクタデカ-7, 15-ジエン (“デクロランプラス” TM)</li> </ul> <p>次の物質をレベル 1 禁止物質に追加した。(法令で使用禁止となる為)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UV-328</li> <li>・1H-1, 2, 4-トリアゾール-5-イルアミン</li> <li>・イブロジオン</li> <li>・ノニルフェノールおよびノニルフェノールエトキシレート類</li> <li>・MOAH (鉱物油) 2023年1月1日から規制開始される内容について</li> </ul> <p>次の物質をレベル 2 禁止物質に追加した。(法令、顧客要求を反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MOAH (鉱物油) 2025年1月1日から規制開始される内容について</li> <li>・MOSH (鉱物油)</li> <li>・デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)</li> </ul> <p>次の物質の英名を修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DEHP (DOP), BBP, DBP, DIBP</li> </ul> <p>次の物質の別名を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビスフェノール A</li> <li>・2-4-6-トリ-タ シャリーブチルフェノール</li> </ul> <p>■付表 4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外有効期限が過ぎた、鉛の 1 項目について塗りつぶしを行った。</li> <li>・除外有効期限が延長された、水銀の 27 項目について有効期限を入力した。</li> </ul>

16	2024. 1. 22	<p><b>■本文の改定</b></p> <p>1項 目的  <b>環境基本方針：内容変更</b>  英知をつなぐエレクトロニクス株式会社から、英知をつなげる小さな会社へ変更。  (企業理念の変更に伴う対応)</p> <p>5項 仕入先様への要求事項  1) 環境マネジメントシステムの構築：<b>内容変更</b>  ②環境保全に関する取り組み実施のなかの5番目の従業員に対しての要求事項：  項目内容に「化学物質管理」を、取組事項に「教育実施とその有効性の確認及び記録」  を追記。  (化学物質管理の言葉が未記載であったこと、取組事項は啓蒙活動としており、  抽象的な表現に近いため、具体化・明確化した)</p> <p>6項 購入品の化学物質情報提出のお願い  5) 取引先環境保全評価リスト(別紙5)に関する注意事項：<b>項目追加</b>  是正計画書が必要になる場合について追記した。</p> <p><b>■別紙5 取引先環境保全評価リストの改定</b></p> <p>2項 化学物質管理体制の確認項目に以下を追加  ISO9001の外部認証の取得状況の確認  (本書式は環境保全と生物多様性保全の確認だけではなく、  禁止物質の品質管理状態や混入リスクの確認も行うものなので)</p> <p>3項 禁止物質の品質管理状態の確認  ・ 併行生産の確認項目を追加  (顧客監査指摘事項への対応)  ・ 是正計画書の提出において以下内容を追記  仕組み・運用記録の各9項目(計18項目)のなかで  0点項目がある場合は、是正計画書(書式は任意)を提出すること。  (3項の確認項目は品質管理項目として全て重要であるため、0点項目がある場合には  合格判定に関係なく是正処置を必要とした)</p>
----	-------------	--

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	カドミウム及びカドミウム化合物	Cadmium/cadmium compounds	意図的添加(注7)禁止 はんだ 20ppm未満 金属類 75ppm未満 その他 5ppm未満 適用除外あり(付表4参照)	JIG-101 ANNEX B GADSL	RoHS指令(2011/65/EU) ELV指令 (2000/53/EC)等,JIG-101 クライテリア R,GADSL禁止物質、顧客要求
禁止物質 レベル1	六価クロム化合物	Chromium VI compounds	意図的添加(注7)禁止 皮膚と接触する革成形品(注6) 3ppm  その他 1000ppm 適用除外あり(付表4参照)	JIG-101 ANNEX B GADSL	RoHS指令(2011/65/EU) ELV指令 (2000/53/EC)等,JIG-101 クライテリア R,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	以下のフェニル水銀 ・酢酸フェニル水銀 (62-38-4) ・プロピオン酸フェニル水銀 (103-27-5) ・2-エチルヘキシルフェニル水銀 (13302-00-6) ・カプリル酸フェニル水銀 (13864-38-5) ・ネオデカン酸フェニル水銀 (26545-49-3)	following Phenylmercury: ・Phenylmercuric acetate (62-38-4) ・Mercury, phenyl(propanoato-O)- (103-27-5) ・Mercury, (2-ethylhexanoato- O)phenyl-(13302-00-6) ・Mercury,(octanoate)phenyl- (6Cl,8Cl)(13864-38-5) ・Mercury, (neodecanoato-O)phenyl- (26545-49-3)	意図的添加(注7)禁止 100ppm未満(水銀濃度)		REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	水銀及び水銀化合物 ただし上記フェニル水銀除く	Mercury/mercury compounds	意図的添加(注7)禁止 1000ppm 適用除外あり(付表4参照)	JIG-101 ANNEX B GADSL	RoHS指令(2011/65/EU) ELV指令 (2000/53/EC)等,JIG-101 クライテリア R,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	鉛及び鉛化合物	Lead/lead compounds	意図的添加(注7)禁止 プラスチック類 100ppm はんだ 500ppm 金属類 1000ppm ケーブル類 100ppm その他 1000ppm 適用除外あり(付表4参照)	JIG-101 ANNEX B GADSL	RoHS指令(2011/65/EU) ELV指令 (2000/53/EC)等,JIG-101 クライテリア R,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	特定臭素(PBBs)	Polybrominated Biphenyls (PBBs)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	JIG-101 ANNEX B GADSL	RoHS指令(2011/65/EU),REACH Annex XVII,JIG-101 クライテリアR,GADSL禁止 物質
禁止物質 レベル1	特定臭素(PBDEs)	Polybrominated Diphenylethers (PBDEs)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	JIG-101 ANNEX B GADSL	RoHS指令(2011/65/EU),JIG-101 クライ テリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル (DEHP(DOP))	Di(2-ethylhexyl)phthalate(DEHP); Bis(2-ethylhexyl)phthalate (DOP)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	117-81-7	RoHS指令(2011/65/EU),JIG-101 クライ テリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	Benzyl butyl phthalate (BBP)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	85-68-7	RoHS指令(2011/65/EU),JIG-101 クライ テリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	フタル酸ジブチル(DBP)	Dibutyl phthalate (DBP)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	84-74-2	RoHS指令(2011/65/EU),JIG-101 クライ テリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	Diisobutyl phthalate (DIBP)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	84-69-5	RoHS指令(2011/65/EU),JIG-101 クライ テリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	テトラブロモビスフェノール-A (TBBP-A)とその誘導体	Tetrabromobisphenol A (TBBP-A)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm	79-94-7	バングラディッシュ(閾値1500ppm) RoHS指令(2011/65/EU)pack15
禁止物質 レベル1	塩化パラフィン(中鎖型:C14-17)	Medium Chain Chlorinated Paraffins (C14 - C17)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm以下	GADSL	グルウェー PoHS (Prohibition on certain Hazardous Substances in Consumer Products) RoHS指令(2011/65/EU)pack15
禁止物質 レベル1	塩化パラフィン(短鎖型:C10-13)	Short Chain Chlorinated Paraffins (C10 - C13)	意図的添加(注7)禁止 1000ppm以下	JIG-101 ANNEX B GADSL	EU POPs規則、(ドイツダイオキシン法令) ドイツ化学品禁止法令、 JIG-101 クライテリアR,GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	石綿(アスベスト類)	Asbestos	意図的添加(注7)禁止 1000ppm未満	JIG-101 ANNEX B (注2) GADSL (注3)	安衛法 英国アスベスト(禁止)規則 ドイツ化学品禁止法令,JIG-101 クライテリ アR, GADSL禁止物質 TSCA First10
禁止物質 レベル1	一部の芳香族アミンを生成するア ゾ染料,顔料(JIG-101 表B参 照)	Azocolourants and azodyes which form certain aromatic amines (see JIG-101 tableB )	意図的添加(注7)禁止 1000ppmを超えて含有禁止 30ppmを超える濃度で芳香族ア ミンを放出する可能性のある特 定アゾ染料を直接皮膚に触れる 繊維及び革製品に使用すること を禁止 (注4)	-	REACH Annex XVII、ドイツ日用品規 制,JIG-101 クライテリアR, GADSL禁止物 質
禁止物質 レベル1	特定アミン(具体的物質について はJIG-101 表B参照のこと)	the aromatic amines JIG-101 ANNEX B	意図的添加(注7)禁止	JIG-101 ANNEX B	REACH Annex XVII

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定する ため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	塩化コバルト	Cobalt dichloride	包装材のシリカゲルに含有禁止 また0.1%以上の含有禁止	7646-79-9	REACH Annex XVII, JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	ジブチルスズ化合物(DBT)	Dibutyltin Compounds (DBT)	意図的添加(注7)禁止 スズ濃度で重量0.1%相当より 大きい場合、使用禁止	JIG-101 ANNEX B	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	Diocetyl tin Compounds (DOT)	スズ濃度で重量0.1%相当より 大きい場合、使用禁止	JIG-101 ANNEX B	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	三置換有機スズ化合物 トリブチルスズ類(TBT類)、 トリフェニルスズ類(TPT類)	Triorganotin compounds all members Certain Tributyl Tin (TBT) and Triphenyl Tin(TPT) compounds	その成形品又はそのパーツの 濃度が、スズの重量0.1%相当 より大きい場合禁止	JIG-101 ANNEX B GADSL	JIG-101 クライテリアR REACH Annex XVII EU-R 1272/2008 /EEC 化審法 GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	有機スズ化合物 (上記DBT,DOT,TBT,TPT除く)	Organostannic compounds	意図的添加(注7)禁止	-	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	フマル酸ジメチル(DMF) ジメチルフマレート	dimethyl fumarate	0.1mg/kg 未満	624-49-7	2009/251/EC JIG-101 クライテリアR REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	パーフルオロカーボン(PFC)	Perfluorocarbons(PFCs)	意図的添加(注7)禁止	JIG-101 ANNEX B	フッ素化温室効果ガスの規制 (842/2006/EC), オーストリア条例 JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	6フッ化硫黄(SF6)	Sulphur hexafluoride	意図的添加(注7)禁止	JIG-101 ANNEX B 2551-62-4	フッ素化温室効果ガスの規制 (842/2006/EC), オーストリア条例 JIG-101 クライテリアR GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	Hydrofluorocarbons (HFC's)	意図的添加(注7)禁止	JIG-101 ANNEX B	フッ素化温室効果ガスの規制 (842/2006/EC), オーストリア条例 JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	三フッ化窒素	Nitrogen trifluoride	意図的添加(注7)禁止	7783-54-2	フッ素化温室効果ガスの規制
禁止物質 レベル1	ニッケルおよびその化合物	Nickel and its compounds	直接かつ長時間皮膚と接触する ことが意図される場合(注6)に 限り、 意図的禁止 放出されるニッケルの割合が 0.28 μg/cm <sup>2</sup> /week 以上であれば 使用禁止	7440-02-0	★直接かつ長時間皮膚と接触する ことが意図される場合のみ禁止物質 として扱う REACH Annex XVII, JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	オゾン層破壊物質(モントリオール議 定書対象物質:付属書Aグループ I, II, 付属書Bグループ I, II, III, 付属書Cグループ I, II, III, 付属書 Eグループ I)	Ozone Depleting Substances (Montreal Protocol, Group I, II in Annex A, Group I, II, III in Annex B, Group I, II, III in Annex C, Group I in Annex E)	量にかかわらず含有禁止  残留有無にかかわらず製造工 程で、使用した物品も禁止	JIG-101 ANNEX B GADSL	モントリオール議定書, JIG-101 クライテリアR GADSL禁止物質 付属書Cグループ I は、自主規制にて禁 止物質, 自主規制
禁止物質 レベル1	過塩素酸塩	Perchlorates	製品の0.0000006重量% (0.006ppm)	JIG-101 ANNEX B	米国カリフォルニア州 DTSC 規 則設, JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	ペルフルオロオクタンスルホン 酸(PFOS) C8F17SO2X(X=OH, 金属, ハロゲン, アミド, その他 (ポリマーを含む) 全て	Perfluorooctane sulfonates C8F17SO2X(X=OH, Metal salt, halide, amide, and other derivatives including polymers) (PFOS), all members	意図的添加(注7)禁止 1000ppm 表面処理剤は1 μg/m <sup>2</sup> 未満	JIG-101 ANNEX B GADSL	化審法, EU POPs規則 ノルウェー カナダ「PFOSおよびその塩を含有する製 品の製造・使用・販売・輸入を禁止する規 則」 JIG-101 クライテリアR GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ペルフルオロオクタノ酸(PFOA) と以下1)~3)の塩、全ての同族 体  1)別の炭素原子に直接結合する C7F15-の直鎖又は分岐ペ ルフルオロヘプチル基を構成要素 の1つとして有する全ての関連 物質(その塩及びポリマーを含 む)。  2)C8F17-の直鎖又は分岐ペ ルフルオロオクチル基を構成要素 の1つとして有する全ての関連 物質(その塩及びポリマーを含 む)。 ただし、下記の物質を除く ◇ C8F17-X (X = F, Cl, Br) ◇ C8F17-C(=O)OH, C8F17- C(=O)O-X'又はC8F17-CF2-X' (X' = 任意の基、塩を含む)  3)C8F15O2X(X=H, NH4及び金 属塩)	Perfluorooctanoic acid (PFOA) CAS No 335-67-1 EC No 206-397-9 and its salts. Any related substance (including its salts and polymers) as follows  1) having a linear or branched perfluoroheptyl group with the formula C7F15- directly attached to another carbon atom, as one of the structural elements. Any related substance (including its salts and polymers)  2) having a linear or branched perfluorooctyl group with the formula C8F17- as one of the structural elements. The following substances are excluded from this designation: - C8F17-X, where X = F, Cl, Br. - C8F17-C(=O)OH, C8F17-C(=O)O-X' or C8F17- CF2-X' (where X' = any group, including salts).  3) Perfluorooctanoic acids C8F15O2X (X=H, NH4 and Metal salts), all members	ペルフルオロオクタノ酸(PFOA) 25ppb未満 表面処理剤は1 μg/m <sup>2</sup> 以下  1), 2)の塩及び全ての同族体 塩、PFOA合計: 25ppb未満 同族体合計: 1000ppb未満  3)の塩及び全ての同族体 0.001wt%以下 表面処理剤は1 μg/m <sup>2</sup> 以下	GADSL 335-67-1, 3825-26-1, 335- 95-5, 2395-00-8, 335-93-3, 335-66-0, 376-27-2, 3108- 24-5 etc	EU POPs規則 ノルウェー PoHS (Prohibition on certain Hazardous Substances in Consumer Products) カナダ Regulations Amending the Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012
禁止物質 レベル1	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル-4,6-ジ-tert-ブチルフェニル)	2-(2-Hydroxy-3,5-di-tert- butylphenyl)benzotriazole	意図的添加(注7)禁止	3846-71-7	化審法第1種 JIG-101 クライテリアR GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ポリ塩化ビフェニル(PCB)および 特定代替品	Polychlorinated Biphenyls (PCBs) and specific substitutes	意図的添加(注7)禁止 PCB, PCTを合計50mg/kg以下	JIG-101 ANNEX B GADSL	化審法第1種、ドイツ化学品禁止法令、 PCB及びPCTの廃棄に関する指令 (96/59/EC), JIG-101 クライテリアR、 GADSL禁止物質



禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定する ため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	ポリ塩化ターフェニル(PCT)	Polychlorinated terphenyls	意図的添加(注7)禁止 PCB、PCTを合計50mg/kg以下	JIG-101 ANNEX B GADSL	REACH Annex XVII PCB及びPCTの廃棄に関する指令 (96/59/EC) 危険物質の輸出入に関する指令 (304/2003)、ドイツ化学品禁止法令 PCB、PCTを合計50mg/kgを超えて含有す るさせてはならない > GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素 数が1以上のもの)	Polychlorinated naphthalenes, all members	意図的添加(注7)禁止 50ppm以下	JIG-101 ANNEX B	化審法第1種 JIG-101 クライテリアR バーゼル条約の閾値等から規制値50ppm 設定 GADSL禁止物質(Canadian Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations)
禁止物質 レベル1	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC 化合物	PVC and PVC blends	意図的添加(注7)禁止 以下への含有は禁止としない ・フレキシブルフラットケーブル 以外の被覆電線の被覆 ・電線の被覆部へのマーキング に使用する部材(インクなど)	9002-86-2 etc.	・自主規制 ・顧客要求事項 JIG-101 クライテリアI
禁止物質 レベル1	放射性物質(放射性同位元素)	Radioactive substances	意図的添加(注7)禁止	JIG-101 ANNEX B	玩具の安全性についての加盟国の近似 化に関する理事会指令 88/378 原子炉等規制法 JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	ビス(トリブチルスズ)オキシド (TBTO)	Tributyl Tin Oxide (TBTO)	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.1%以上の濃 度で使用されてはならない	JIG-101 ANNEX B	化審法第1種 REACH規則、JIG-101 クラ イテリアR
禁止物質 レベル1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene	意図的添加(注7)禁止、20ppb以 上で禁止(カナダ)	118-74-1	化審法第1種 GADSL禁止物質、 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	(別名アルドリン) 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサク ロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘ キサヒドロ-エキソ-1, 4-エ ンド-5, 8-ジメタノナフタレン	1,2,3,4,10,10-Hexachloro- 1,4,4a,5,8,8a-hexahydro-exo-1,4- end-5,8-dimethanonaphthalene (Alias:Aldrin)	意図的添加(注7)禁止	309-00-2	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名ディルドリン) 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサク ロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒド ロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	1,2,3,4,10,10-Hexachloro-6,7-epoxy- 1,4,4a,5,6,7,8,8a-octahydro-exo-1,4- end-5,8-dimethanonaphthalene (Alias:Dieldrin)	意図的添加(注7)禁止	60-57-1	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名エンドリン) 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサク ロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒド ロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン	1,2,3,4,10,10-Hexachloro-6,7-epoxy- 1,4,4a,5,6,7,8,8a-octahydro-end-1,4- end-5,8-dimethanonaphthalene (Alias:Endrin)	意図的添加(注7)禁止	72-20-8	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名DDT) 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (4-クロロフェニル)エタン	1,1,1-Trichloro-2,2-bis(4- chlorophenyl)ethane (Alias:DDT)	意図的添加(注7)禁止	50-29-3 etc.	化審法第1種ドイツ化学品禁止法令
禁止物質 レベル1	(別名クロルデン又はヘプタクロ ル) クロルデン類 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタ クロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a- ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1 H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メ タノ-1H-インデン及びこれら の類縁化合物の混合物	Chlordane and so on (Alias:Chlordane or Heptachlor)	意図的添加(注7)禁止	57-74-9 etc.	化審法第1種
禁止物質 レベル1	N,N'-ジトリル-パラフェニレンジ アミン又はN,N'-ジキシル-パラフェ ニレンジアミン	N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine/N- toly-N'-xylyl-p- phenylenediamine/N,N'-dixylyl-p- phenylenediamine	意図的添加(注7)禁止	27417-40-9/70290-05- 0/28726-30-9	化審法第1種
禁止物質 レベル1	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	2,4,6-Tri-tert-butylphenol	意図的添加(注7)禁止	732-26-3	化審法第1種 TSCA PBT規制
禁止物質 レベル1	(別名トキサフェン) ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3- メチリデンビスクロ[2.2.1] ヘプタン	Polychloro-2,2-dimethyl-3- methylidenebicyclo[2.2.1]heptane (Alias:Toxaphene)	意図的添加(注7)禁止	8001-35-2	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名マイレックス) ドデカクロロ(ペンタシクロ [5.3.0.0.2.6].0(3,9).0(4,8)]デカン)	Dodecachloropentacyclo[5.3.0.0(2,6). 0(3,9).0(4,8)]decane (Alias:Mirex)	意図的添加(注7)禁止	2385-85-5	化審法第1種 GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	(別名ケルセン又はジコホル) 2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル)エタノール	2,2,2-trichloro-1,1-bis(4- chlorophenyl)ethanol (Alias:kelthane or dicofol)	意図的添加(注7)禁止	115-32-2	化審法第1種
禁止物質 レベル1	ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン	Hexachloro-1,3-butadiene (HCBD)	意図的添加(注7)禁止	87-68-3	化審法第1種 TSCA GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	(別名PFOSF) ペルフルオロ(オクタン-1-スル ホニル)=フルオリド	Perfluoro(octane-1- sulfonyl)=fluoride (Alias:PFOSF)	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定する ため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene	意図的添加(注7)禁止	608-93-5	化審法第1種 GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	(別名アルファヘキサクロロシクロヘキサン) r-1-c-2-t-3-c-4-t-5-t-6- ヘキサクロロシクロヘキサン	r-1-c-2-t-3-c-4-t-5-t-6- Hexachlorocyclohexan (Alias: α- Hexachlorocyclohexan)	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名ベータヘキサクロロシクロヘキサン) r-1-t-2-c-3-t-4-c-5-t-6- ヘキサクロロシクロヘキサン	r-1-t-2-c-3-t-4-c-5-t-6- Hexachlorocyclohexan (Alias: β- Hexachlorocyclohexan)	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名ガンマヘキサクロロシクロヘキサン) r-1-c-2-t-3-c-4-c-5-t-6- ヘキサクロロシクロヘキサン	r-1-c-2-t-3-c-4-c-5-t-6- Hexachlorocyclohexan (Alias: γ- Hexachlorocyclohexan)	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名クロルデコン) デカクロロペンタシクロ [5.3.0.02.6.03.9.04.8]デカン-5-オン	Decachloropentacyclo[5.3.0.02.6.03.9 .04.8]decane-5- one(Alias:Chlordecone)	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種
禁止物質	ヘキサブロモビフェニル	Hexabromobiphenyl	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名テトラブロモジフェニルエーテル) テトラブロモ(フェノキシベンゼン)	Tetrabromo(phenoxybenzen) (Alias:tetrabromo diphenyl ether)	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種
禁止物質 レベル1	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ペンタブロモジフェニルエーテル)	Pentabromo(phenoxybenzen) (Alias:pentabromo diphenyl ether)	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名ヘキサブロモジフェニルエーテル) ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)	Hexabromo(phenoxybenzen) (Alias:hexabromo diphenyl ether)	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種
禁止物質 レベル1	(別名ヘプタブロモジフェニルエーテル) ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)	Heptabromo(phenoxybenzen) (Alias:heptabromo diphenyl ether)	意図的添加(注7)禁止	—	化審法第1種
禁止物質 レベル1	エンドスルファン	Endosulfan	意図的添加(注7)禁止	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	化審法第1種
禁止物質 レベル1	リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)	Tris(2,3-dibromopropyl)phosphate [TRIS]	意図的添加(注7)禁止	126-72-7	REACH Annex XVIIIによる EU-D 79/663/EEC GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ベンゼン	Benzene	1000ppm	71-43-2	安衛法、REACH Annex XVII、モニタリング 指令書 GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド	Tris-(1-aziridinyl) phosphine oxide	意図的添加(注7)禁止	545-55-1	REACH Annex XVII EU-D 83/264/EECによる GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	セッケンボクの粉末(キラハ・サボナリア)およびサポニンを含むその誘導体類	Soap bark powder (Quillajasaponaria) and its derivatives containing saponines	意図的添加(注7)禁止	68990-67-0 etc	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ヘレボルス・ビリティスおよびヘレボルス・ニガールの根の粉末、およびベラトラム・アルバおよびベラトラム・ニグルムの根の粉末	Powder of the roots of Helleborus viridis and Helleborus niger	意図的添加(注7)禁止	—	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	0-ニトロベンズアルデヒド	0-Nitrobenzaldehyde	意図的添加(注7)禁止	552-89-6	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	硫化アンモニウムおよび硫化水素アンモニウム	Ammonium sulfide, Ammonium hydrosulfide	意図的添加(注7)禁止	12135-76-1および12124-99-1	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	多硫化アンモニウム	Ammonium Polysulfide	意図的添加(注7)禁止	12259-92-6および 9080-17-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	揮発性のブロモ酢酸エステル類	Volatile esters of bromoacetic acids	意図的添加(注7)禁止	—	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ブロモ酢酸メチル	Methyl bromoacetate	意図的添加(注7)禁止	96-32-2	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ブロモ酢酸エチル	Ethyl bromoacetate	意図的添加(注7)禁止	105-36-2	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ブロモ酢酸プロピル	Propyl bromoacetate	意図的添加(注7)禁止	—	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ブロモ酢酸ブチル	Butyl bromoacetate	意図的添加(注7)禁止	—	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	2-ナフチルアミン/ベータナフチルアミン及びその塩	2-naphthylamine; Beta- naphthylamine and its salts	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくとも0.01%以下であること。	GADSL 91-59-8 etc.	安衛法、REACH Annex XVII 0.01%以下であること。(REACH Annex XVII) GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくとも0.01%以下であること。	GADSL 92-87-5 etc.	安衛法、GADSL禁止物質 1272/2008 /EECCarcinogen class 2 Canadian Toxic Substances
禁止物質 レベル1	4-ニトロジフェニル及びその塩	4-nitrobiphenyl and its salts	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくとも0.01%以下であること。	GADSL 92-93-3 etc.	安衛法 REACH Annex XVII、GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	4-アミノジフェニル及びその塩	4-Aminodiphenyl and its salts	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくとも0.01%以下であること。	JIG-101 GADSL 92-67-1 2113-61-3	安衛法、REACH Annex XVII、JIG-101、 GADSL禁止物質、A特定アミン 0.01%以下であること。(REACH Annex XVII)
禁止物質 レベル1	砒素及びその化合物(半導体に使われるガリウムヒ素、プリント基板の銅箔接着部を除く)	Arsenic and its compounds other than Diarsenic Pentoxide or Diarsenic Trioxide	意図的添加(注7)禁止 下記以外 50ppm以下 金属 1000ppm以下 木製品 2ppm以下	GADSL 7440-38-2 etc.	玩具の安全性についての加盟国の近似化 に関する理事会指令 88/378、REACH Annex XVII、JIG-101 クラテリアR、
禁止物質 レベル1	DBB(ジブチルオキソジニブチルスズヒドロキシボラン)	Dibutyltin hydrogen borate	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくとも0.01%以下であること。	75113-37-0	REACH Annex XVII

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	ペンタクロロフェノールとその塩 及びエステル類(PCPs)	Pentachlorophenol and its salts, esters(PCPs)	上市される物質及び調剤の成分中に、0.1%以上の濃度での使用は禁止 合計0.1wt%を超えて含有する調剤、物質を含む調剤で処理した製品で、処理された部分の物質含有量が5ppmを超えるもの禁止	GADSL 87-86-5 etc.	REACH Annex XVII ドイツ化学品禁止法令,GADSL禁止物質,化審法第1種
禁止物質 レベル1	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン	Monomethyltetrachlorodiphenylmethane	意図的添加(注7)禁止	76253-60-6	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン	Monomethyl Dichlorodiphenyl Methane	意図的添加(注7)禁止	—	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	DBBT(モノメチルジブロモジフェニルメタン)	Monomethyldibromodiphenylmethane	意図的添加(注7)禁止	99688-47-8	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(a)クレオソート	Creosote	意図的添加(注7)禁止	8001-58-9	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(b)クレオソート油	Creosote oil	意図的添加(注7)禁止	61789-28-4	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(c) 留出物(コールタール)、ナフタリン油	Distillates (coal tar), naphthalene	意図的添加(注7)禁止	84650-04-4	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(d) クレオソート油、アセナフテン留分	Creosote oil, acenaphthene fraction	意図的添加(注7)禁止	90640-84-9	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(e) 留出物(コールタール)、高温留分	Distillates coal tar, upper	意図的添加(注7)禁止	65996-91-0	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(f) アントラセン油	Anthracene oil	意図的添加(注7)禁止	90640-80-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(g) タール酸、石炭系、粗	Tar acids (coal), crude	意図的添加(注7)禁止	65996-85-2	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(h) クレオソート、木質	Creosote, wood	意図的添加(注7)禁止	8021-39-4	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(i) タール油、アルカリ性、低温	Extract residues (coal), low temp. coal tar alk	意図的添加(注7)禁止	122384-78-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	クロロホルム	Chloroform	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.01%以下であること。	67-66-3	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	1,1,2-トリクロロエタン(1,1,2-Trichloroethane)	1,1,2-trichloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	79-00-5	REACH Annex XVII 水質汚濁法
禁止物質 レベル1	1,1,2,2-テトラクロロエタン(1,1,2,2-Tetrachloroethane)	1,1,2,2-Tetrachloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	79-34-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	1,1,1,2-テトラクロロエタン(1,1,1,2-Tetrachloroethane)	1,1,1,2-Tetrachloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	630-20-6	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ペンタクロロエタン	Pentachloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	76-01-7	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	1,1-ジクロロエチレン	1,1-Dichloroethylene	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	75-35-4	REACH Annex XVII 水質汚濁法
禁止物質 レベル1	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	71-55-6	REACH Annex XVII 水質汚濁法 GADSL禁止物質Montreal Protocol; EU-R 2009/1005; US EPA ODS
禁止物質 レベル1	ヘキサクロロエタン	Hexachloroethane	意図的添加(注7)禁止 一般大衆向けに販売される物質や調剤に0.1%以上の濃度で使用されてはならない	67-72-1	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ジフェニルエーテルペンタブロモ誘導体C12H5Br5O	Diphenyl Ether Pentabromo derivative C12H5Br5O	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.1%以上の濃度で使用されてはならない	—	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ジフェニルエーテルオクタブロモ誘導体C12H2Br8O	Diphenyl Ether Octabromo derivative C12H2Br8O	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.1%以上の濃度で使用されてはならない	—	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(1) ノニルフェノール C6H4(OH)C9H19	nonylphenol C6H4(OH)C9H19	重量0.1%以上の濃度の調剤の物質或いは物質要素として上市・使用禁止	—	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	(2) ノニルフェノールエトキシラート (C2H4O)nC15H24O	Nonylphenol ethoxylate (C2H4O)nC15H24O	重量0.1%以上の濃度の調剤の物質或いは物質要素として上市・使用禁止	—	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	トリクロロベンゼン	Trichlorobenzene	重量0.1%以上の濃度の調剤の物質或いは物質要素として上市・使用禁止	120-82-1	REACH Annex XVII

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	多環芳香族炭化水素 (PAH) 1.ベンゾ(a)ピレン(BaP) 2.ベンゾ(e)ピレン(BeP) 3.ベンゾ(a)アントラセン(BaA) 4.クリセン(CHR) 5.ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA) 6.ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA) 7.ベンゾ(k)フルオランテン (BkFA) 8.ジベンゾ(a, h)アントラセン (DBAhA) 9.ベンゾ[ghi]ペリレン 10.インデノ[1,2,3-cd]ピレン 11.アセナフチレン 12.アセナフテン 13.フルオレン 14.アントラセン 15.フェナントレン 16.フルオランテン 17.ピレン 18.ナフタレン	Polycyclic-aromatic hydrocarbons (PAH) 1.Benzo(a)pyrene (BaP) 2.Benzo(e)pyrene (BeP) 3.Benzo(a)anthracene (BaA) 4.Chrysen (CHR) 5.Benzo(b)fluoranthene (BbFA) 6.Benzo(j)fluoranthene (BjFA) 7.Benzo(k)fluoranthene (BkFA) 8.Dibenzo(a, h)anthracene (DBAhA) 9.Benzo[ghi]perylene 10.Indeno[1,2,3-cd]pyrene 11.Acenaphthylene 12.Acenaphthene 13.Flourene 14.Anthracene 15.Phenanthrene 16.Flouoranthene 17.Pyrene 18.Naphthalene	1~10各 : <0.2ppm 11~17合計 : <5ppm 18 : <2ppm 1~18合計 : <5ppm	50-32-8 192-97-2 58-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3 191-24-2 193-39-5 208-96-8 83-32-9 86-73-7 120-12-7 85-01-8 206-44-0 129-00-0 91-20-3	1-8 REACH Annex XVII 下記のものを含んだエキステンダー油、タイヤまたはタイヤ部品の製造の禁止 以下の皮膚接触や口に入れるものについて上市不可 ・1mg/Kg以上:Bap または ・10mg/Kg以上:多環式芳香族炭化水素類(PAHs)の合計 1-18 GS MARK(German) 【用途カテゴリ】 A.口中で使用 または、玩具(30秒以上皮膚に触れる) B.Aに当てはまらず、30秒以上、または繰り返し皮膚に触れる C.A,Bに当てはまらず、30秒未満皮膚に触れる 【製品カテゴリ】 ①玩具 ②その他 【制限】 単位ppm A①、A②: 1~10各々 <0.2 1~10合計 <1 18<1 1~18合計 <1 B①: 1~10各々 <0.2 1~10合計 <5 18<2 1~18合計 <5 B②: 1~10各々 <0.5 1~10合計 <10 18<2 1~18合計 <10 C①: 1~10各々 <0.5 1~10合計 <20 18<10 1~18合計 <20 C②: 1~10各々 <1 1~10合計 <50 18<10 1~18合計 <50
禁止物質 レベル1	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール (DEGME)	(2-(2-Methoxyethoxy)Ethanol (DEGME)	意図的添加(注7)禁止 意図的であっても0.1 wt%以上超えてはならない。	111-77-3	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール(DEGBE)	2-(2-Butoxyethoxy)ethanol (DEGBE)	意図的添加(注7)禁止 意図的であっても3 wt%以上含有されてはならない。	112-34-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	メチレンジフェニル ジイソシアネート (MDI)	Methylene bisphenylisocyanate (MDI)	0.1 wt%以上含有された調剤の構成要素として、上市されてはならない	26447-40-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	シクロヘキサン	Cyclohexane	質量比で0.1%以上含有されての上市禁止	110-82-7	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	硝酸アンモニウム (AN)	Ammonium nitrate	アンモニウムに対して窒素を28重量%以上含む「物質」または「混合物」として上市禁止	6484-52-2	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	繊維径6μm以下の鉱物性繊維「アルミ/シリケート、耐熱性セラミック繊維」「ジルコニアアルミ/シリケート、耐熱性セラミック繊維」		意図的添加(注7)禁止	-	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	トルエン	toluene	重量0.1%以上の濃度の調剤の物質或いは物質要素として上市・使用禁止	108-88-3	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	無機アンモニウム塩	Inorganic ammonium salts	セルロース断熱材への使用で下記該当に限り禁止物質とする アンモニアの発生3 ppm(2.12 mg/m3)以下	-	REACH Annex XVII 3 ppm (体積) (2.12 mg/m3)以上、セルロース断熱材に使用禁止
禁止物質 レベル1	ビスフェノール A 4,4'-イソプロピリデンジフェノール	Bisphenol A 4,4'-Isopropylidenediphenol	感熱紙への使用で下記該当に限り禁止物質とする 濃度 0.02wt%以上	80-05-7	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	ホルムアルデヒド	Formaldehyde	意図的添加(注7)禁止 空气中濃度0.1ppm未満 ・織物用途で、織物製品単位で、0.0075重量%(75ppm) ・部品・材料に含有する場合は均質材料に対して300ppmを超えないこと。	50-00-0	ドイツ化学品禁止法令、カリフォルニア州CARB 規則、JIG-101 クライテリアR
禁止物質 レベル1	(4-クロロフェニル)シクロプロピルメタン、分子式C17H15ClN2O3を有するO-[(4-ニトロフェニル)メチル]オキシム	(4-Chlorophenyl) cyclopropylmethanone, O-[(4-nitrophenyl)methyl] oxime that has the molecular formula C17H15ClN2O3	意図的添加(注7)禁止	94097-88-8	Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012 (SOR/2012-285) Published in Canada
禁止物質 レベル1	N-ニトロソジメチルアミン	N-nitrosodimethylamine; Dimethylnitrosoamine	意図的添加(注7)禁止	62-75-9	Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41. Published in Canada Gazette Part II, 2006-11-29 Vol. 140, No. 25 GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	黄リンマツチ	Yellow phosphorus match	意図的添加(注7)禁止	12185-10-3	安衛法
禁止物質 レベル1	赤リン	Red Phosphorus	プラスチックに意図的添加(注7)禁止	7723-14-0	自主規制 安全設計の観点から禁止
禁止物質 レベル1	ビス(クロロメチル)エーテル	Bis(chloromethyl)ether	意図的添加(注7)禁止	542-88-1	安衛法,GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が該当するゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの	Rubber cement contains benzene (The amount of benzene is more than 5% weight of solvent in the rubber cement (including		-	安衛法
禁止物質 レベル1	オクタメチルピロホスホラミド	Octamethyl-pyrophosphoramid	意図的添加(注7)禁止	152-16-9	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	四アルキル鉛塩	Plumbane, ethyltrimethyl-	意図的添加(注7)禁止	1762-26-1	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	O,O-diethyl-O-4-nitrophenyl phosphorothioate	意図的添加(注7)禁止	56-38-2	毒物及び劇物取締法 特定毒物



禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するための示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	Dimethylethylmercaptoethylthiophosphate	意図的添加(注7)禁止	8022-00-2	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト	Dimethyl-(diethylamido-1-chlorocrotonyl)-phosphate	意図的添加(注7)禁止	13171-21-6	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	Methyl parathion; Parathion-methyl; O,O-dimethyl-O-4-nitrophenyl phosphorothioate	意図的添加(注7)禁止	298-00-0	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	テトラエチルピロホスフェイト	Tetraethyl pyrophosphate; TEPP	意図的添加(注7)禁止	107-49-3	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤	Monofluoroacetic acid and its salts	意図的添加(注7)禁止	144-49-0 etc.	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤	2-Fluoroacetamide	意図的添加(注7)禁止	640-19-7	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	リン化アルミニウムとその分解促進剤	Aluminium phosphide	意図的添加(注7)禁止	20859-73-8	毒物及び劇物取締法 特定毒物
禁止物質 レベル1	トリクロロエチレン	Trichloroethylene	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.01%以下であること。	79-01-6	自主規制 REACH Annex XIV 認可対象物質 化審法第2種 水質汚濁法 2037/2000/EEC US EPA ODS TSCA first10
禁止物質 レベル1	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene	意図的添加(注7)禁止	127-18-4	化審法第2種 環境基本法 水質汚濁法 TSCA first10
禁止物質 レベル1	ジクロロメタン	Dichloromethane	意図的添加(注7)禁止	75-09-2	環境基本法 危険物質の分類、包装、表示に関する法律、規則、行政規定の近似化に関わる理事会指令 67/548/EEC 水質汚濁法 TSCA first10
禁止物質 レベル1	塩素化または臭素化ダイオキシンまたはフラン類[群]	Chlorinated or brominated Dioxins or Furans, all members	意図的添加(注7)禁止 10 ppb (ChemVerbotsV)	GADSL	GADSL禁止物質、EU残留性有機汚染物質に関する規則 850/2004、有害物規則(イギリス、ドイツ)
禁止物質 レベル1	4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)	4,4'-Methylenebisbenzeneamine	意図的添加(注7)禁止	101-77-9	1272/2008/EEC GADSL禁止物質
禁止物質 レベル1	1,2-ジクロロエタン;二塩化エチレン	1,2-Dichloroethane	意図的添加(注7)禁止	107-06-2	水質汚濁法
禁止物質 レベル1	1,3-ジクロロプロペン	1,3-Dichloropropene	意図的添加(注7)禁止	542-75-6	エコラベル規則 1980/2000 水質汚濁法
禁止物質 レベル1	Cis-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-Dichloroethene	意図的添加(注7)禁止	156-59-2	水質汚濁法
禁止物質 レベル1	O-エチルO-4-ニトロフェニルフェニルホスホネート(EPN)	O-Ethyl O-4-nitrophenyl phenylphosphonothioate	意図的添加(注7)禁止	2104-64-5	水質汚濁法
禁止物質 レベル1	クロロメチルメチルエーテル	Chloromethyl Methyl Ether	意図的添加(注7)禁止	107-30-2	GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	2-メトキシエタノール	2-Methoxyethanol	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.5%以下であること。	109-86-4	GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	テトラクロロベンゼン類	Tetrachlorobenzene, all members	意図的添加(注7)禁止	GADSL 12408-10-5, 84713-12-2, etc	GADSL禁止物質 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2005 (SOR/SOR/2005-41) Published in Canada
禁止物質 レベル1	テトラフルオロメタン	Methane, tetrafluoro-	意図的添加(注7)禁止	75-73-0	GADSL禁止物質 Statutory Order no. 552 of 2 July 2002 of the Danish Ministry of the Environment
禁止物質 レベル1	クロロエチレン(別名塩化ビニル)/クロロ-1-エチレン(塩化ビニルモノマー)	Vinyl chloride/Chloro-1-Ethylene (monomer vinyl chloride)	意図的添加(注7)禁止 5ppm	75-01-4	GADSL禁止物質(1272/2008/EEC) REACH Annex XVII(エアゾール)
禁止物質 レベル1	硫化コバルト	Cobalt sulphate	0.01%以上の含有禁止	10124-43-3	
禁止物質 レベル1	6-(2-クロロエチル)-6(2-メトキシエトキシ)2,5,7,10-テトラオキサ-6-シラウンデカン	6-(2-chloroethyl)-6(2-methoxyethoxy)-2,5,7,10-tetraoxa-6-silaundecane; etacelasil	意図的添加(注7)禁止	37894-46-5	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	tris(dimethylphenyl) phosphate	意図的添加(注7)禁止 意図的でなくても0.01%以下であること。	25155-23-1	REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	リン酸トリス(2-エチルヘキシル)	tris(2-ethylhexyl) phosphate	意図的添加(注7)禁止	78-42-2	

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	Tris (2-chloroethyl) phosphate (TCEP)	1000ppm以下	115-96-8	REACH Annex XIV 認可対象物質 Vermont州法(臭素系難燃剤に関する米国 法の上乗せ法) EU玩具指令(3歳以下用または、口の中 に入れる玩具)
禁止物質 レベル1	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロ エチル)(TCPP)	tris(2-chloro-1-methylethyl) phosphate(TCPP)	1000ppm以下	13674-84-5	Vermont州法(臭素系難燃剤に関する米国 法の上乗せ法) EU玩具指令(3歳以下用または、口の中 に入れる玩具)
禁止物質 レベル1	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-ブ ロピル)(TDCPP)	tris(1,3-dichloro-2-propyl) phosphate(TDCPP)	1000ppm以下	13674-87-8	Vermont州法(臭素系難燃剤に関する米国 法の上乗せ法) EU玩具指令(3歳以下用または、口の中 に入れる玩具)
禁止物質 レベル1	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDDまたはHBCD) およびす べての主要ジアステレオ異性体	Hexabromocyclododecane (HBCDD,HBCD) and all major diastereoisomers	100ppm以下	JIG-101 ANNEX B	EU POPs規則 JIG-101 クライテリアR Pops修正指令(EU) 2016/293 TSCA First10
禁止物質 レベル1	5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ- m-キシレン(ムスクキシレン)	5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene (Musk xylene)	1000ppm以下	81-15-2	顧客要求 REACH Annex XIV 認可対象物質 認可申請期日:2013年1月21日 禁止日:2014年7月21日
禁止物質 レベル1	2,4-ジニトロトルエン	2,4-Dinitrotoluene (2,4-DNT)	1000ppm以下	121-14-2	顧客要求 REACH Annex XIV 認可対象物質
禁止物質 レベル1	酸化ベリリウム	beryllium oxide	1000ppm以下	1304-56-9	顧客要求 REACH Annex XVII 発がん性物質 EU域内での素材の一般販売禁止
禁止物質 レベル1	長鎖ペルフルオロアルキル ボキシレート(LCPFAC)  禁止用途は表面コーティング(材 料または成形品の表面に形成さ れる薄い層)に限る	Long-Chain Perfluoroalkyl Carboxylate(LCPFAC)  Prohibited applications are limited to surface coating (a thin layer formed on the surface of a material or an article).	意図的添加(注7)禁止	507-63-1 678-39-7 865-86-1 2043-53-0 2043-54-1 17741-60-5 27905-45-9 30046-31-2 39239-77-5 60699-51-6 65510-55-6 68187-47-3 68391-08-2 70969-47-0 125476-71-3 1078712-88-5 1078715-61-3 71217(CBI) 89419(CBI) 274147(CBI)  (CBI):EPA 承認番号	TSCA 第5条重要新規用途規則(SNUR)
禁止物質 レベル1	リン酸トリアリール イソプロピル化物 PIP(3:1)  別名:リン酸トリス (イソプロピルフェニル)  ただし以下の用途を除く (1)接着剤 (2)艶出しおよび潤滑油; (3)自動車及び航空宇宙業界の 新規部品及び交換部品; (4)リサイクル由来PIP(3:1)を含 むプラスチック; (5)リサイクル由来PIP(3:1)含む プラスチックを使用した製品また は成形品	PIP(3:1) (phenol, isopropylated phosphate (3:1),  alias Tris (4-isopropylphenyl) phosphate)  However, the following applications are excluded (1) Adhesives (2) Glazing and lubricating oils; (3) New and replacement parts in the automotive and aerospace industries; (4) Plastics containing recycled- origin PIP (3:1); (5) Products or articles made from plastics containing PIP(3:1) of recycled origin	検出されないこと	68937-41-7	TSCA
禁止物質 レベル1	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	PCTP chemical substance Pentachlorothiophenol	1%	133-49-3	TSCA
禁止物質 レベル1	1-ブロモプロパン	1-Bromopropane	意図的添加(注7)禁止	106-94-5	TSCA First10
禁止物質 レベル1	1,4-ジオキサン	1,4-dioxane	意図的添加(注7)禁止	123-91-1	TSCA First10
禁止物質 レベル1	N-メチル-2-ピロリドン(NMP)	N-Methylpyrrolidone (NMP)	意図的添加(注7)禁止	872-50-4	TSCA First10
禁止物質 レベル1	ビグメントバイオレット29	Pigment Violet 29	意図的添加(注7)禁止	81-33-4	TSCA First10

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するための示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル1	GADSL 注3 のClassification (分類)が ・「P」に該当する物質 ・「D/P」で「P」に該当する物質  ただし、以下はここで指定している禁止物質に該当しない。 ①この行以外の禁止物質 レベル1 ②①で、禁止物質に該当しなかった物質(弊社規制値以下、適用除外など)	In the classification of GADSL (Note 3) ・ Substances corresponding to “P” ・ Substances corresponding to “P” in “D / P”  However, the following does not correspond to the prohibited substances specified this row. ① prohibited substances level 1 other than this row ② the substances not correspond to the prohibited substances in ① (below the threshold, applied to the exclusion, and so on)	GADSL による URL : <a href="http://www.gadsl.org/">http://www.gadsl.org/</a>  ・最終用途が不明などの理由で「D/P」で「D」か「P」いずれか自社では判断できないものは、グリーン調達ガイドライン別表3「禁止物質に関する保証書」にて、含有している禁止物質として申告願います。	GADSL による	
禁止物質 レベル1	ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩(PFHxS)及び関連物質	Perfluorohexane-1-sulphonic acid and its salts(PFHxS), all members	意図的添加(注7)禁止	-	・POPs(ストックホルム条約)
禁止物質 レベル1	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.1*6,9*0*2,13*0*5,10*]octadeca-7,15-diene, all members	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-Dodecachloropentacyclo[12.2.1.1*6,9*0*2,13*0*5,10*]octadeca-7,15-diene, all members	意図的添加(注7)禁止	GADSL による	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法 ・カナダPCTSR(Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations) 当該物質含有申告及び段階的廃止予定を求めることを審議中 ・POPs(ストックホルム条約) 第11回締約国会議(2023年5月)で条約対象物質として審議予定
禁止物質 レベル1	PFCA類(C9-C14)、それらの塩類および関連物質構造要素としてCF3-(CF2)n-(n=8~13)の組成を持つペルフルオロアルキルカルボン酸類(分岐および/または直鎖)やそれらの塩類である化合物。 さらに、C9-C14 PFCAに分解される可能性がある、上で定義した直鎖および/または分岐ペルフルオロアルキル構造要素を持つすべての関連物質(それらの塩類およびポリマーを含む)。 関連資料リンクの31、56、および198~205ページに記載されている化合物を含むが、これらに限定されない	Compounds that are perfluoroalkyl carboxylic acids (branched and/or linear) with the formula: CF3-(CF2)n-, n=8-13 as a structural element, including their salts. In addition, any related substance (including their salts and polymers) with the above defined linear and/or branched perfluoroalkyl structural elements that can degrade to C9-C14 PFCA. Including but not limited to compounds listed on pages 31, 56, and 198-205 in the reference link.	C9-C14 PFCAおよびそれらの塩類の合計で25 ppb C9-C14 PFCA関連物質の合計で260 ppb	右記関連資料参照	・REACH Annex XVII 関連資料 <a href="https://echa.europa.eu/documents/10162/2ec5dfdd-0e63-0b49-d756-4dc1bae7ec61">https://echa.europa.eu/documents/10162/2ec5dfdd-0e63-0b49-d756-4dc1bae7ec61</a>
禁止物質 レベル1	UV-328 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール	UV-328 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol	意図的添加(注7)禁止	25973-55-1	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法 ・POPs(ストックホルム条約) 第11回締約国会議(2023年5月)で条約対象物質として審議予定
禁止物質 レベル1	1H-1,2,4-トリアゾール-5-イルアミン	Amitrole	意図的添加(注7)禁止	61-82-5	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法
禁止物質 レベル1	イプロジオン	Iprodione	意図的添加(注7)禁止	36734-19-7	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法
禁止物質 レベル1	ノニルフェノールおよびノニルフェノールエトキシレート類	Nonylphenol and Nonylphenol Ethoxylates	意図的添加(注7)禁止	84852-15-3 127087-87-0	・シンガポール 環境保護規則と環境保護管理法 ・REACH Annex XVII
禁止物質 レベル1	MOAH(鉱物油) 1~7個の芳香環を含むMOAH	Mineral Oil Aromatic Hydrocarbons	質量濃度 1%以下	-	・フランス ミネラルオイル規制 禁止日: 2023年1月1日
禁止物質 レベル2	MOAH(鉱物油)	Mineral Oil Aromatic Hydrocarbons	・3~7個の芳香環のMOAHの総和で質量濃度 1ppm以下 ・1~7個の芳香環のMOAHの質量濃度 0.1%以下	-	・フランス ミネラルオイル規制 禁止日: 2025年1月1日
禁止物質 レベル2	MOSH(鉱物油) 16~35個の炭素原子を含むMOSH	Mineral Oil Saturated Hydrocarbons	質量濃度で0.1%を超えるインクの使用禁止	-	・フランス ミネラルオイル規制 禁止日: 2025年1月1日
禁止物質 レベル2	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	Decabromodiphenylethane	意図的添加(注7)禁止	84852-53-9	・カナダPCTSR(Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations) 当該物質含有申告及び段階的廃止予定を求めることを審議中 ・顧客要求: 使用状況の把握
期限: 未定(今後の法令による)					

禁止物質					参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません)
区分	物質名称	英名	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
禁止物質 レベル2	禁止物質レベル1に該当する物質以外で、REACH規則で認可物質としてAnnex XIVに記載されている物質	Except for substances that fall under "Prohibited Substance Level 1", the Substances in the list of substances included in Annex XIV of REACH ("Authorisation List").	1000ppm以下	下記認可物質リストによる <a href="https://echa.europa.eu/authorisation-list">https://echa.europa.eu/authorisation-list</a>	REACH規則  EU域内で当該物質は、物質・調剤として使用と販売が原則禁止されている。  また当該物質が含有している成形品は、SVHCとして当該物質ついて報告の義務がある。  EUで有害と評価されている物質の為、CSRの観点から禁止物質レベル2として管理する。
期限:未定(今後の法令による)					

- 注1 本欄に、JIG-101 ANNEX B または GADSLと記載されているものに関しては、例示物質として下記注2、注3のリストを参照のこと。
- 注2 JIG-101 :ジョイントインダストリーガイドラインの略称、JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)およびCEA(米国家電協会)およびDEGITALEUROPE(欧州)の合意のもとに発行された製品含有化学物質管理に関するガイドライン。  
最新の法規制情報などを盛り込み、R(現行法規制対象)、A(評価対象)そしてI(報告対象)と3つのクライテリア(基準)に分類されている。下記HPより、最新版を入手し、別表Bから、例示物質を参照すること。  
URL:[http://210.254.215.73/jeita\\_eps/green/green7.htm](http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green7.htm)
- 注3 GADSL: Global Automotive Declarable Substance Listの略 自動車業界における世界的な統一申告物質リスト  
下記のURLよりGADSL Reference Listを入手し、例示物質を参照すること。  
URL:<http://www.gadsl.org/>  
JAMAシート(<http://www.japia.or.jp/datasheet/>)、chemSHERPA(<https://chemsherpa.net/>)の利用にて間接的に確認することもできます。
- 注4 欧州共同体のアゾ染料使用禁止は、アゾ基の還元切断により別表B のリストの22 の芳香族アミンの1 つが生成される特定アゾ染料・顔料に適用されます。 閾値レベルはアゾ染料・顔料ではなく、これらのアミンに適用されるものです。
- 注5 意図的添加禁止と閾値 両方が書いてある場合は、意図的添加は禁止され、さらに意図的でなくてもこの閾値で含有を禁止することを意味する。
- 注6 図面等に当該用途が記載されている材質に適用
- 注7 規制値以下であるか否かを問わず、当該物質の含有を認識している状態で、部品・原材料に対して含有させていることをいう。  
製造工程において意図せず生成した化学物質(副生成物)についてもそれらの含有・付着を認識している場合は、意図的添加とみなす。



## 付表2. 製造工程禁止物質

11/16

区分	物質名称	規制値	法規制／自主規制
製造工程禁止物質	オゾン層破壊物質(モントリオール議定書対象物質)	製造工程での使用禁止	モントリオール議定書
製造工程禁止物質	トリクロロエチレン(トリクレン)	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	テトラクロロエチレン	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	ジクロロメタン(塩化メチレン)	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	1,2-ジクロロエタン	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	1,1-ジクロロエチレン	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	シス-1,2ジクロロエチレン	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	1,1,1-トリクロロエタン	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	1,1,2-トリクロロエタン	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	1,2-ジクロロプロペン	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	1,3-ジクロロプロペン	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	ベンゼン	製造工程での使用禁止	水質汚濁防止法等
製造工程禁止物質	ペルフルオロオクタン sulfon 酸とその塩(PFOS)	製造工程での使用禁止	カナダ「PFOSおよびその塩を含有する製品の製造・使用・販売・輸入を禁止する規則」

該当製品用途に限り、付表1に加え使用を禁止する物質(レベル1)				参考にした法令等 (本欄は参考です。禁止物質を限定するため示しているものではありません)
適用用途	物質名称	規制値(注5)	CAS No 参照例示物質リスト(注1)	
玩具 または 子供用品	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル (DEHP(DOP))) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル (BBP)	意図的添加禁止 左記6種の合計が0.1%以上の濃度での含有禁止	117-81-7 84-74-2 85-68-7	RoHS指令(2011/65/EU) REACH Annex XVII JIG-101 クライテリアR 玩具及び子供用品中の可塑性材料の質量に左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 台湾CNS4797(玩具の安全規格) (DEHP(DOP))+(DBP)+(BBP) +(DINP)+(DIDP)+(DNOP)<0.1%
	フタル酸ジイソノニル(DINP) フタル酸ジイソデシル(DIDP) フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)		28553-12-0/68515-48-0 26761-40-0/68515-49-1 117-84-0	REACH Annex XVII JIG-101 クライテリアR 子供によって口に入れられる玩具及び子供用品用途で、左記3種の合計が0.1%以上の濃度での使用禁止 台湾CNS4797(玩具の安全規格) (DEHP(DOP))+(DBP)+(BBP) +(DINP)+(DIDP)+(DNOP)<0.1%
	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル (DEHP(DOP))) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	プラスチック材料部に適用 意図的添加禁止 左記の合計が0.1%以上の濃度での含有禁止	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	REACH Annex XVII Shall not be placed on the market after 7 July 2020 equal to or greater than 0,1 % by weight of the plasticised material in the article
	水銀(Hg)	60ppm未満(EN71-3 溶出試験にて)	7439-97-6	EU 玩具指令(2009/48/EC)/EN71-3
	カドミウム(Cd)	75ppm未満(EN71-3 溶出試験にて)	7440-43-9	
	鉛(Pb)	90ppm未満(EN71-3 溶出試験にて)	7439-92-1	
	クロム(Cr)	60ppm未満(EN71-3 溶出試験にて)	7440-47-3	
	バリウム(Ba)	1000ppm未満(EN71-3 溶出試験にて)	7440-39-3	
	ヒ素(As)	25ppm未満(EN71-3 溶出試験にて)	7440-38-2	
	セレン(Se)	500ppm未満(EN71-3 溶出試験にて)	7782-49-2	
	アンチモン(Sb)	60ppm未満(EN71-3 溶出試験にて)	7440-36-0	
	鉛及びその化合物	90ppm 表面塗装の重量ppm 100ppm 製品あたりの重量ppm	JIG-101 ANNEX B GADSL	
	ベンゼン	意図的添加禁止 意図的でなくても製品あたり5ppm以下であること。	71-43-2	REACH Annex XVII
	電池	カドミウム及びその化合物	ボタン形電池を除く マンガン電池・アルカリ電池・ニッケル水素二次電池:10ppm 上記以外の電池:20ppm	JIG-101 ANNEX B
水銀及びその化合物		ボタン形電池を除く マンガン電池・アルカリ電池・ニッケル水素二次電池:1ppm ボタン形空気垂鉛電池およびLR23A:2000ppm 上記 その他の電池:5ppm	JIG-101 ANNEX B	
鉛及びその化合物		アルカリマンガン電池(ボタン形電池を除く):40ppm マンガン電池 アルカリマンガンボタン形電池1000ppm 上記以外の電池:2000ppm	JIG-101 ANNEX B	
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル (DEHP(DOP))) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)		プラスチック材料部に適用 意図的添加禁止 左記の合計が0.1%以上の濃度での含有禁止	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	REACH Annex XVII Shall not be placed on the market after 7 July 2020 equal to or greater than 0,1 % by weight of the plasticised material in the article
包装	カドミウム 水銀 6価クロム 鉛	包装材を構成する各部材に関して (Cd)+(Hg)+(Cr+6)+(Pb) ≤ 100ppm	JIG-101 ANNEX B	94/62/EC
	特定臭素(PBDEs)	総合計500ppm	JIG-101 ANNEX B GADSL	EU POPs規則 Annex I
	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル (DEHP(DOP))) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	プラスチック材料部に適用 意図的添加禁止 左記の合計が0.1%以上の濃度での含有禁止	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	REACH Annex XVII Shall not be placed on the market after 7 July 2020 equal to or greater than 0,1 % by weight of the plasticised material in the article

## 付表4 RoHS指令適用除外

物質名	指令上の番	適用除外内容	指令の有効期限※1 ※3	
1.カドミウム および その化合物	8(a)	一括投入混練コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	2012/1/1	
	8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	2020/2/29	
	8(b)の新指令	次に使用される電気接点中のカドミウム及びその化合物 - 回路ブレーカ (circuit breakers) - 熱感知制御(thermal sensing controls) - サーマルモータ・プロテクタ (密封型サーマルモータ・プロテクタを除く) - 下記定格のACスイッチ ・250V AC以上において6 A以上 または ・125V以上において12 A 以上 - 18V DC以上において20A以上の定格のDC スイッチ - ≥ 200 Hzの電圧源周波数において使用するスイッチ	2021/7/21 (延長可否協議中)	
	13(b)	フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれるカドミウムおよび鉛	2018/7/5	
	13(b)の新指令	13(b)-(II)	No.39に該当する用途を除く、ストライキング (二次熱処理) 光学フィルタガラスタイプ中のカドミウム	2021/7/21 (延長可否協議中)
		13(b)-(III)	反射標準物質用のグレースに含まれるカドミウムおよび鉛	2021/7/21 (延長可否協議中)
	21	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム	2020/2/29	
	21の新指令	21(a)	ディスプレイおよびEEEのコントロールパネル中に設置される照明用途のコンポーネントとして使用される、フィルター機能を提供する色プリントガラスに使用される際のカドミウム (除外21(b)または除外39にカバーされる用途を除く)	2021/7/21 (延長なし)
		21(b)	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム (除外21(a)または除外39にカバーされる用途を除く)	2021/7/21 (延長なし)
	30	音圧レベル100dB(A)以上の高耐久カプセルの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金	2016/7/21	
	38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	2016/7/21	
	39	イルミネーションまたはディスプレイ・システム用途の色変換II-VI族化合物半導体LED(発光領域mm <sup>2</sup> あたりのカドミウム<10μg)に含まれるカドミウム	2018/11/1	
	39の新指令	39(a)	表示照明用途における使用のためカドミウムを主成分とする半導体ナノクリスタル量子ドットのダウンシフトにおけるセレン化カドミウム(表示スクリーン領域mm <sup>2</sup> あたり<0.2μg のカドミウム)	2019/10/31 (延長可否協議中)
	40	プロフェッショナル向け音響機器に適用されるアナログオプトカプラー用の光導電セル中のカドミウム	2013/12/31	
	2.六価クロム化合物	9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる0.75wt%以下の六価クロム	2020/3/5
3.鉛および その化合物	5(a)	CRT (ブラウン管, 冷極線管) のガラスに含まれる鉛	2016/7/21	
	5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2wt%を超えないもの	2016/7/21 (延長可否協議中)	
	6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中および亜鉛めっき鋼中に含まれる0.35 wt%までの鉛	2019/6/30	
	6(a)の新指令	6(a)-I	機械加工のために合金成分として鋼材中に含まれる0.35 wt%までの鉛、およびバッチ式溶融亜鉛メッキ鋼構成部品中に含まれる0.2wt%までの鉛	2021/7/21 (延長可否協議中)
	6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4 wt%までの鉛	2019/6/30	
	6(b)の新指令	6(b)- I	鉛を帯びたアルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件として、合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛	2021/7/21 (延長可否協議中)
		6(b)- II	機械加工目的のために合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛	2021/5/18 (延長可否協議中)
	6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金	2021/7/21 (延長可否協議中)	
	7(a)	高融点はんだに含まれる鉛 (すなわち鉛含有率が85wt%以上の鉛ベースの合金)	法令番号24該当を除き2021/7/21 (延長可否協議中)	
	7(b)	サーバ, 記憶装置, 記憶アレイシステム, 信号切り替え・送受信・伝送および電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛	2016/7/21	
	7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品 (例: 圧電素子), もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	法令番号34該当を除き2021/7/21 (延長可否協議中)	
7(c)- II	定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2021/7/21 (延長可否協議中)		

## 付表4 RoHS指令適用除外

物質名	指令上の番	適用除外内容	指令の有効期限※1 ※3
3.鉛およびその化合物(続き)	7(c)-III	定格電圧がAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の	2013/1/1
	7(c)-IV	集積回路またはディスクリット(単機能)半導体の一部であるコンデンサ用のPZTベースの誘電セラミック材料中の鉛	意図的添加(注7)禁止 以下への含有は禁止としない プロセスプロセスパッケージ以外の被覆電
	9(b)	冷媒管用のベアリング・シェルおよびブッシュに含まれる鉛…暖房用、換気用、空調用および冷凍冷蔵(HVACR)機器のコンプレッサーを含む	適用なし
9(b)の新指令	9(b)-(I)	9kW以下の銘板電力入力を有する、暖房、換気、空調及び冷却(HVACR)用途向け冷媒含有密閉型スクロールコンプレッサー用のベアリング・シェル及びブッシュに含まれる鉛	カテゴリのみ2019/7/21それ以外は 2017/6/16
	11(a)	C-プレスコンプライアント・ピン・コネクタ・システムに用いられる鉛	2010/9/24
	11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコンプライアント・ピンシステムに用いられる鉛	2013/1/1
	12	熱伝導モジュール形リング向けコーティング材料としての鉛	2010/9/24
	13(a)	光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛	2021/7/21(延長可否協議中)
	13(b)	フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれるカドミウムおよび鉛	適用なし
13(b)の新指令	13(b)-(I)	イオン着色された光学フィルタガラスタイプ中の鉛	2021/7/21(延長可否協議中)
	13(b)-(III)	反射標準物質用のグレースに含まれるカドミウムおよび鉛	2021/7/21(延長可否協議中)
	2-4-6-トリタータ シャリーフチル フェノール	マイクロプロセッサのピンおよびパッケージ間の接合用に用いる、2種類超の元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が80 wt%超かつ85 wt%未満のもの	2011/1/1
	15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	2020/2/29
15の新指令	15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 - 90ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の 大きさ - いかなる半導体テクノロジーノードにおいても 単一ダイサイズが300mm <sup>2</sup> 以上 - 300mm <sup>2</sup> 以上のダイ、または300mm <sup>2</sup> 以上のシリコンのインターポーザーを有する スタック型ダイパッケージ	2021/7/21(延長可否協議中)
	16	ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直管白熱電球の鉛	2013/9/1
	17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の、放射媒体としてのハロゲン化鉛	2016/7/21
	18(a)	SMS((Sr,Ba)2MgSi2O7:Pb)等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	2011/1/1
	18(b)	BSP(BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	2021/7/21(延長可否協議中)
18(b)の新指令	18(b)-I	No.34でカバーする用途を除く、日焼け用機器または医療用光療法機器に使用されるBSP(BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下)	法令番号34該当を除きカテゴリ5,8のみ 2021/7/21(延長可否協議中)
	19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物PbBiSn-HgおよびPbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしてのPbSn-Hgの鉛	2011/6/1
	20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部および後部基板を接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛	2011/6/1
	21	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム	2020/2/29
21の新指令	21(c)	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛。	2021/7/21(延長なし)
	23	ピッチが0.65mm以下での微細ピッチコンポーネントの仕上げ処理が施された部位に含まれる鉛	2010/9/24
	24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	2021/7/21(延長なし)
	25	構造要素に用いられる表面伝導電子エミッタ表示盤(SED)に含まれる酸化鉛、特にシールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	2016/7/21
	26	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス筐体に含まれる酸化鉛	2011/6/1
	27	高耐入力(125dB SPL以上の音響パワーレベルで数時間作動すると指令されている)スピーカに使用されるトランスデューサ用はんだとして用いられる鉛合金	2010/9/24
	29	理事会指令69/493/EEC(1)の付属書I(カテゴリ1, 2, 3および4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	2021/7/21(延長可否協議中)

## 付表4 RoHS指令適用除外

物質名	指令上の番	適用除外内容	指令の有効期限※1 ※3
3.鉛およびその化合物 (続き)	31	水銀を含有しない薄型蛍光灯ランプ（たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの）に使用されるはんだ材の中の鉛	2016/7/21
	32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	2021/7/21（延長可否協議中）
	33	電力変圧器用の直径100μm以下の細径銅線のはんだ付け用のはんだ中の鉛	2016/7/21
	34	サーメット（陶性合金）を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	2021/7/21（延長可否協議中）
	37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのめっき層中の鉛	2021/7/21（延長なし）
	41	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において、技術的理由から携帯式の燃焼機関（欧州議会および理事会指令97/68/ECのクラスSH:1, SH:2, SH:3）のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	2022/3/31
4.水銀およびその化合物	1	電球形およびコンパクト形（小型）蛍光灯ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり（次の量を）超えないもの	
	1(a)	一般照明用途30W未満：5mg	2011/12/31
		一般照明用途30W未満：3.5mg	2012/12/31
		一般照明用途30W未満：2.5mg	2023/2/24
	1(b)	一般照明用途30W以上50W未満：5 mg	2011/12/31
		一般照明用途30W以上50W未満：3.5 mg	2023/2/24
	1(c)	一般照明用途50W以上150W未満：5 mg	2023/2/24
	1(d)	一般照明用途150W以上：15mg	2023/2/24
	1(e)	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下	2011/12/31
		一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下：7mg	2023/2/24
	1(f)	特殊用途用：5 mg	2025/2/24
	1(g)	一般照明用途で20000時間以上の寿命を有する30W未満：3.5 mg	2017/12/31
	2(a)	一般照明用途の直管蛍光灯ランプであって（ランプ当たりの）水銀含有量が（次の量を）超えないもの	
	2(a)(1)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以下（例:T2）：5mg	2011/12/31
		3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以下（例:T2）：4mg	2023/2/24
	2(a)(2)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以上17mm以下（例:T5）：5mg	2011/12/31
		3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以上17mm以下（例:T5）：3mg	2023/8/24
	2(a)(3)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径17mm超28mm以下（例:T8）：5mg	2011/12/31
		3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径17mm超28mm以下（例:T8）：3.5mg	2023/8/24
	2(a)(4)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径28mm超（例:T12）：5mg	2012/12/31
		3波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径28mm超（例:T12）：3.5mg	2023/2/24
	2(a)(5)	3波長形蛍光体を使用した長寿命（25000時間以上）のランプ：8mg	2011/12/31
		3波長形蛍光体を使用した長寿命（25000時間以上）のランプ：5 mg	2023/2/24
	2(b)	その他の蛍光灯ランプであって（ランプ当たりの）水銀含有量が次の量のもの	
	2(b)(1)	ランプ径28mm超の直管蛍光ハロゲンランプ（例:T10 およびT12）：10mgを超えないもの	2012/4/13
	2(b)(2)	直管蛍光ランプ以外のハロゲン蛍光体を使用したランプ（径の指令なし）：15mgを超えないもの	2016/4/13
	2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超（例:T9）：15mgを超えるもの	2011/12/31
直管蛍光ランプ以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超（例:T9）：15mgを超えないもの		2025/2/24	
2(b)(4)	その他の一般照明用途および特殊用途（例：電磁誘導灯）：15mgを超えるもの	2011/12/31	
	その他の一般照明用途および特殊用途：15mgを超えないもの	2025/2/24	

## 付表4 RoHS指令適用除外

物質名	指令上の番	適用除外内容	指令の有効期限※1 ※3
4.水銀およびその化合物 (続き)	3	特殊用途の冷陰極蛍光ランプおよび外部電極蛍光ランプ (CCFLおよびEEFL) であって水銀含有量がランプあたり次の量のもの	
	3(a)	短尺ランプ(500 mm以下) : 3.5mgを超えるもの 短尺ランプ(500 mm以下) : 3.5mgを超えないもの	2011/12/31 2025/2/24
	3(b)	中尺ランプ (500mm超1500mm以下) : 5mgを超えるもの 中尺ランプ (500mm超1500mm以下) : 5mgを超えないもの	2011/12/31 2025/2/24
	3(c)	長尺ランプ (1500mm超) : 13mgを超えるもの 長尺ランプ (1500mm超) : 13mgを超えないもの	2011/12/31 2025/2/24
	4(a)	その他の低圧放電管ランプ (ランプ当たり) : 15mgを超えるもの その他の低圧放電管ランプ (ランプ当たり) : 15mgを超えないもの	2011/12/31 2023/2/24
	4(b)	平均演色評価数が60を超える (ように改善した) 一般照明用の高圧ナトリウム (蒸気) ランプであってランプ中の水銀含有量が1バーナー当たり次の量のもの	2027/2/24
	4(b)-I	P (ランプ電力) ≤ 155 W: 30mgを超えるもの P ≤ 155 W : 30mgを超えないもの	2011/12/31 2023/2/24
	4(b)-II	155W < P ≤ 405 W:40mgを超えるもの 155W < P ≤ 405 W:40mgを超えないもの	2011/12/31 2023/2/24
	4(b)-III	405W < P : 40mgを超えるもの 405W < P :40mgを超えないもの	2011/12/31 2023/2/24
	4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム (蒸気) ランプであってランプ中の水銀含有量が1バーナー当たり次の量のもの	2027/2/24
	4(c)-I	P (ランプ電力) ≤ 155 W : 25mgを超えるもの P ≤ 155 W : 25mgを超えないもの	2011/12/31 2027/2/24
	4(c)-II	155 < P ≤ 405W : 30mgを超えるもの 155 < P ≤ 405W : 30mgを超えないもの	2011/12/31 2027/2/24
	4(c)-III	405W < P :40mgを超えるもの 405W < P :40mgを超えないもの	2011/12/31 2027/2/24
	4(d)	高圧水銀 (蒸気) ランプ (HPMV) に含まれる水銀	2015/4/13
	4(e)	金属ハロゲン化物ランプ (MH) に含まれる水銀	2027/2/24
	4(f)	本付属書に特に記載のない, 特別な目的のための, その他放電ランプに含まれる水銀の除外	2025/2/24
	4(g)	標識, 装飾用または建築用に使われる手工芸的放電灯ならびに専門家による照明器具および光美術品中の水銀, この場合, 水銀含有量は次の通り制限されねばならない: (a)20℃未満の温度にさらされる屋外用途および屋内用途において, 電極1対当たり20mgに管長1cmあたり0.3mgを加算, ただし80mgを超えない; (b)その他全ての屋内用途において電極1対当たり15mgに管長1cmあたり0.24mgを加算, ただし80mgを超えない。	2018/12/31
	36	DCプラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる, 1台あたり30mg以下の水銀	2010/6/1

※1: 弊社の製品が、指令対象 11分類の電子機器全てで使用されることを踏まえての指令上の有効期限

※3: 灰色に塗りつぶされている欄は、既に有効期限が過ぎていることを示し除外が適用されない







発行日 

ヒロセ電機株式会社 御中

対象物品:  (下記1,2該当する番号を記入)

- 1.別紙リストによる
- 2.下記の物品

会社名  印  
 部署名   
 責任者名  印

ヒロセ品名	ヒロセ品番	メーカー品名	メーカー品番

## 禁止物質に関する保証書

当社は、ヒロセ電機グループに直接または代理店その他第三者をつうじて納入する製品、部品、原材料、梱包用品等、その他前記納入品と共に納入される物品に関し、下記禁止物質を除き

- ・右記“レ”マークをした付表3の禁止物質を含み、  玩具・子供向け製品  包装
- ・電池の場合は、付表3の電池の禁止物質も含み、
- ・グリーン調達ガイドラインに記載する禁止物質が含有されていない(規制値以内含む)こと、
- ・グリーン調達ガイドラインに記載する製造工程禁止物質を使用していないこと、

更に、RoHS指令対象物質の含有については下記  番に該当することを保証します。

- 1 規制値未満です。
- 2 規制値以上です。
- 3 下記の除外規定を適用しており、その他は規制値未満です。

該当部位	除外規定

(注) 使用機会を広げるため、付表3の禁止物質についても極力保証してください

(注) 除外規定を適用しなくても保証できるものは、極力 規制値未満で保証してください。

禁止物質の含有/使用の有無(ある場合は下記に記載):  参照したガイドラインの版数

含有している禁止物質と含有部位:

禁止物質						
CAS番号						
含有部位						
含有率(ppm)						

製造工程禁止物質と工程名:

禁止物質						
CAS番号						
工程名						

また、4M変更時は、工程変更連絡書にて、事前にお知らせし、環境負荷物質調査票、禁止物質不使用/保証書、精密測定データを再提出します。

尚、対象物質に関して提供する含有量データは科学的な根拠に基づくものであり、調査は、サプライチェーンを通じ原材料まで行き届いており、間違いのないこと  
 製造工程では、禁止物質に関し品質管理されており、禁止物質を納入品に混入・付着させないことを誓約致します。

<保証条件>

下記1,2該当するほうの番号を記入:

1. 条件なし
2. 保証に際し下記条件を追記します

注) 上記原文は、一切修正しないで下さい。

以上

発行日:

ヒロセ電機株式会社宛

会社名 : \_\_\_\_\_ 印

部署名 : \_\_\_\_\_

責任者名 : \_\_\_\_\_ 印

## ハロゲンフリー保証書

当社は、ヒロセ電機グループ に直接または代理店その他、第三者を通じて納入する製品、部品、原材料について下記の基準において非含有であることを保証いたします。

## 1. 対象品名

	メーカー品名 : メーカー型番	ヒロセ品名: 図番
1)	( _____ )	( _____ )
2)	( _____ )	( _____ )
3)	( _____ )	( _____ )
4)	( _____ )	( _____ )
5)	( _____ )	( _____ )

## 2. 保証内容

下記四角欄 どちらか該当する方に [ ○ ] 印を記載

IEC61249-2-21 基準に適合(下記基準を均質材質毎に満たす。)  
( Br (臭素) : 900ppm以下 )  
( Cl (塩素) : 900ppm以下 )  
( 総 Br (臭素) + 総 Cl (塩素) : 1500ppm以下 )

保証できません。  
理由: 下記に保証できない詳細理由を記載ください

以上

# 取引先環境保全評価リスト (VER.4)

太枠内をご記入下さい

貴社名		発行日	
承認者 役職 氏名	印	評価者 役職 氏名	印

## (1) 環境保全活動に関する確認

ISO 14001等の外部認証を	YES/NO	認証の名称	取得日 取得予定日	認証機関	認証No
取得済みであ		ISO14001, エコアクション21, エコステージ, KES 等			
取得計画があ					

★ ISO認証取得済みの場合は、以下記入不要です。「生物多様性について」の設問へ進んでください。

評価項目		仕組 み	実施	評点
組 識 企 業 活 動	1.環境対策委員会等の環境管理推進組織が設置されている。			0
	2.上記推進組織の位置付け、および機能が明確になっている。			0
	3.上記組織への経営層の主導的参加が行われている。			0
	4.過去5年間に関係監督官庁からの指導・処罰を受けたことがない。(ある場合は内容を下記に記載)			0
	5.従業員に対し環境保全に関する啓蒙活動を行っている。			0
	6.省エネルギー推進活動を行っている。			0
	7.環境関連法規(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等)を特定し遵守している。			0
	8.廃棄物の減量化や再資源化(リサイクル)に積極的に取り組んでいる。			0
	9.環境及び生物多様性に配慮した資材の活用を検討している。			0
	10.規制物質の使用状況等、当社環境配慮活動に関する協力要請に対し速やかに対応している。			0
合計得点				0

生物多様性について	YES/NO	評点
生物多様性の保全を推進しているか?		0
生物多様性の保全をサプライチェーンに展開しているか?		0

★不足の部分は、継続的に改善をお願いします。

## (2) 化学物質管理体制の確認

ISO 9001の外部認証を	YES/NO	認証の名称	取得日 取得予定日	認証機関	認証No
取得済みであ					
取得計画があ					

JAMP ガイドライン附属書Eのチェックリスト(バージョン 4.01 以降)の評価結果を下表に記入してください。

自己評価結果	該当数				是正計画 提出有無	管理体制 合否判定
	未チェック	準適合	不適合	非該当		
実施項目:5.4.2以降の評価結果に関して右に記載してください						

合格基準：実施項目5.4.2以降で不適合がないこと。更に準適合の項目に対し是正計画(書式は任意)が提出されていること。

## (3) 禁止物質の品質管理状態の確認

評価項目		仕組 み	運用 記録	評点
組 識	1 採用部材が成分上禁止物質を含んでいないことを設計(採用)段階で正しく確認出来ている			0
	2 禁止物質等に関する成分情報が正確に顧客に提出できる体制ができていますか?			0
	3 購入先の禁止物質対応能力は確認しているか?能力不足の場合はフォローアップ・処置の記録			0
	4 購入部材受け入れ時 禁止物質非含有の確認はされているか?			0
	5 製造工程で禁止物質の混入・付着・生成しないよう管理され管理通りに作られているか?			0
	6 自社そして生産委託先も含めて「併行生産」が行われていないか?			0
	7 上記1～6までの記録が残っており、理論的に禁止物質非含有が証明できる状態になっている			0
	8 上記1～7について内部監査が行われ経営層に報告されているか?			0
	9 上記1～8について品質に関する管理責任者は責任を負っているか?			0
合計				0

【併行生産の定義】 弊社禁止物質の含有を弊社閾値以内に管理している品目の製造と、弊社禁止物質を弊社閾値を超えて含有している品目の製造が受入確認～保管～製造工程～仕掛品・完成品の保管～出荷までのいずれかの工程において、同時期に同一建屋内で行われること

上記の仕組み・運用記録の各9項目(計18項目)のなかで0点項目がある場合は、是正計画書(書式は任意)を提出すること。

## (4) 禁止物質の混入リスク確認

- RoHS指令のフタル酸について移行※の対策(製品に触れるもののフタル酸フリー確認等)はできていますか?
- ※フタル酸を含んでいるものに触れるとそのフタル酸が付着する現象(例テーブルの塩ビシート→製品)
- 製造設備 現場の物品 他社向製品・部品等に含まれる禁止物質が、弊社製品に混入・付着する恐れはありますか?
- 設問2)が「はい」の場合、その禁止物質名と混入管理の方法を下記に記載ください。

禁止物質名:  
<管理方法>

## (5) ランク判定

評価結果	評点(点数は(1)<120点満点>(2)<20点満点>(3)<160点>の合計)	ランク
	260以上	S
	220～259	A
	156～219	B
	92～155	C
	91以下 または 化学物質管理体制構築が不合格	D